

令和5年玉村町議会第4回定例会会議録第1号

令和5年12月1日（金曜日）

議事日程 第1号

令和5年12月1日（金曜日）午前9時開議

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 閉会中における所管事務調査報告
- 日程第 5 陳情の付託
- 日程第 6 議案第53号 玉村町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第54号 玉村町長、副町長及び教育長の諸給与条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第55号 玉村町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第56号 玉村町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第57号 玉村町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第11 議案第58号 玉村町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び玉村町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第12 議案第59号 玉村町道路占用料徴収条例及び公共物使用等に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第60号 令和5年度玉村町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第14 議案第61号 令和5年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第62号 令和5年度玉村町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第16 議案第63号 令和5年度玉村町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第64号 令和5年度玉村町下水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第18 議案第65号 指定管理者の指定について（玉村町B&G海洋センター）
- 日程第19 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（13人）

1番	羽鳥光博君	2番	堀越真由子君
3番	松本幸喜君	4番	笠原則孝君
5番	小林一幸君	6番	月田均君
7番	備前島久仁子君	8番	三友美恵子君
9番	高橋茂樹君	10番	浅見武志君
11番	宇津木治宣君	12番	新井賢次君
13番	石内國雄君		

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町長	石川眞男君	副町長	萩原保宏君
教育長	角田博之君	総務課長	齋藤善彦君
企画課長	齋藤恭君	税務課長	貫井利行君
健康福祉課長	岩谷孝司君	子ども育成課長	今井理恵子君
住民課長	丸山智志君	環境安全課長	高柳功君
経済産業課長	武士浩之君	都市建設課長	原田英樹君
上下水道課長	上村明弘君	会計管理者兼会計課長	関根聡子君
学校教育課長	根岸真早子君	生涯学習課長	宇津木雅彦君

事務局職員出席者

議会事務局長	関根伸行	局長補佐	萩原穰
庶務係兼議事調査係	重田智美		

○議長挨拶

◇議長（石内國雄君） 着席願います。おはようございます。

10月の第5回臨時会におきまして、議会構成の変更が行われて以来、初めての定例会を迎え、改めて身の引き締まる思いであります。

令和5年玉村町議会第4回定例会が開会されるに当たり、一言ご挨拶申し上げます。

新型コロナウイルス感染症への対応も節目を迎え、玉村町においても中止を余儀なくされた行事やイベントが再開され、以前の環境に戻りつつあることに感謝するとともに、町民の皆様も喜びを感じていることと思います。しかしながら、長引くコロナ禍の影響により物価高騰への対応など、直面する課題が山積するとともに、ガザ地区をめぐる紛争やロシアによるウクライナ侵攻が依然として続く中、社会経済情勢も先行きが分からない状況が続いております。

このような中、年末を控え、公私ともにご多用のところ、今定例会にご参集いただきましたことに厚くお礼申し上げます。

議員各位には、令和5年玉村町議会第3回定例会が招集されましたところ、公私ともにご多用の中ご参集いただきましたことに対し、厚くお礼申し上げます。

さて、今定例会には条例の一部改正や令和5年度の一般会計並びに特別会計の補正予算、指定管理者の指定など重要な議案が後ほど町長から提案されます。議員各位におかれましては、住民の負託を受けた議会議員としてあらゆる角度から慎重な審議を尽くされ、適正にして妥当な審議結果が得られることを願うものであります。また、今定例会には、9名の議員から一般質問の通告がなされておりますが、活発な議論が行われるものと期待するところであります。

師走となり、寒さも日を追うごとに増しております。インフルエンザや新型コロナウイルス感染症の懸念もありますが、議員並びに町長をはじめ執行各位におかれましては、体調には十分留意され、今定例会に臨まれますようお願い申し上げます。開会に当たっての挨拶といたします。



○開会・開議

午前9時開会・開議

◇議長（石内國雄君） ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより令和5年玉村町議会第4回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。



○日程第1 諸般の報告

◇議長（石内國雄君） 日程第1、諸般の報告を申し上げます。

初めに、監査委員から、地方自治法第199条第9項の規定による定期監査の結果及び財政援助団

体等監査の結果、また同法第235条の2第3項の規定による例月出納検査の結果が議長に報告されております。9月から11月までの監査・検査の結果につきましては、お手元に配付しました文書のとおりであります。

また、議員派遣終了報告書が議長に提出されております。研修内容は、お手元に配付したとおりであります。

◇

○日程第2 会議録署名議員の指名

◇議長（石内國雄君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、玉村町議会会議規則第127条の規定により、6番月田均議員、7番備前島久仁子議員の両名を指名いたします。

◇

○日程第3 会期の決定

◇議長（石内國雄君） 日程第3、会期の決定について。

本定例会の会期については、去る11月24日に議会運営委員会を開催し、審査をしておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

浅見武志議会運営委員長。

〔議会運営委員長 浅見武志君登壇〕

◇議会運営委員長（浅見武志君） おはようございます。これより報告をいたします。

令和5年玉村町議会第4回定例会が開催されるに当たり、去る11月24日午前9時より役場4階会議室において議会運営委員会を開催し、議事日程を作成いたしましたので、ご報告申し上げます。詳細につきましては、お手元に配付してあるとおりでございます。

会期は、本日から12月12日までの12日間といたします。

今定例会は、陳情1件、町長から提案される議案として13議案を予定しております。

概要につきましては、日程1日目の本日は、まずは議会運営委員長より閉会中における所管事務調査報告があります。

続いて、陳情の付託をいたします。

次に、議案第53号から議案第56号までの人事院勧告に関する4議案について、一括提案説明の後、それぞれ質疑、討論、表決を行います。

続いて、議案第57号から議案第59号までについて、それぞれ提案説明、質疑、討論、表決を行います。

続いて、議案第60号から議案第64号までの補正予算に関する5議案について、一括提案説明の後、それぞれ質疑、討論、表決を行います。

次に、議案第65号について提案説明があり、質疑、討論、表決を行います。

最後に、一般質問を行います。質問者は3人です。

日程2日目、3日目は、土曜日、日曜日のため休会となります。

日程4日目は、本会議を午前9時に開議し、一般質問を行います。質問者は3人です。

日程5日目は、本会議を午前9時に開議し、一般質問を行います。質問者は3人です。

日程6日目は、午前9時から総務経済常任委員会が開催されます。

日程7日目は、午前9時から民生文教常任委員会が開催されます。

日程8日目は、事務整理のため休会といたします。

日程9日目、10日目は、土曜日、日曜日のため休会となります。

日程11日目は、事務整理のため休会といたします。

日程12日目は最終日となります。午前11時より議会運営委員会を開催し、午後1時30分より全員協議会を開催します。

その後、本議会を午後2時30分に開議し、委員会に付託された陳情について委員長から審査報告があり、質疑、討論、表決を行います。

その後、各委員長から開会中における所管事務調査報告及び閉会中における所管事務調査報告の申出を行い、閉会を予定しております。

以上申し上げましたとおり、効率的かつ円滑な議会運営ができますよう各位のご協力をお願い申し上げます。報告といたします。

◇議長（石内國雄君） 以上で議会運営委員長の報告を終了いたします。

お諮りいたします。

令和5年玉村町議会第4回定例会の会期は、ただいま議会運営委員長から報告のありましたとおり、本日から12月12日までの12日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は本日から12月12日までの12日間とすることに決定いたしました。



○日程第4 閉会中における所管事務調査報告

◇議長（石内國雄君） 日程第4、議会運営委員長から閉会中における所管事務調査報告が玉村町議会会議規則第77条の規定により議長に提出されました。報告書は、お手元に配付したとおりであります。



○日程第5 陳情の付託

◇議長（石内國雄君） 日程第5、陳情の付託について議題といたします。

ただいま議題となっております陳情については、お手元に配付してあります文書表のとおり関係常

任委員会に付託し、今定例会開会中の審査といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認め、そのように決定しました。

令和5年12月1日

玉村町議会第4回定例会

陳 情 等 文 書 表

受理 番号	受 理 年 月 日	件 名	陳情者又は代表者 住 所・氏 名	付 託 委員会等
3	5.11.10	国民のいのちと健康を守るため、医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める陳情書	前橋市本町3-9-10 群馬県労働センター3階 群馬県医療労働組合連合会 中央執行委員長 出浦 匠人	民生文教 常任委員会



○日程第6 議案第53号 玉村町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

○日程第7 議案第54号 玉村町長、副町長及び教育長の諸給与条例の一部改正について

○日程第8 議案第55号 玉村町職員の給与に関する条例の一部改正について

○日程第9 議案第56号 玉村町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

◇議長（石内國雄君） 日程第6、議案第53号 玉村町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてから日程第9、議案第56号 玉村町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてまでの4議案を一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第6、議案第53号から日程第9、議案第56号までの4議案を一括議題とすることに決定いたしました。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） おはようございます。令和5年玉村町議会第4回定例会の開会に当たりまして、ご挨拶を申し上げます。

師走に入り、本年も残すところあと一月となり、何かと気ぜわしい季節を迎えました。

世界情勢に目を向けますと、ロシアによるウクライナ侵攻の収束が見えぬまま、10月にはイスラム組織ハマスがイスラエルへの攻撃を開始し、事態は緊迫化しています。さらには、北朝鮮が弾道ミサイルをこれまでにない頻度で発射し、国民の安全と安心を脅かしています。このような時代に、改めて守るべきは平和な暮らしであることを強く感じており、町民の皆様の暮らしを守るため、コロナ禍を経て物価高騰などの変容する諸課題に対して、時機を捉えて迅速に対応してまいりたいと考えております。

さて、本定例会は、本日より開会し、12月12日までの12日間、条例の改正や一般会計を含む5会計の補正予算など、13議案につきまして提案させていただくものでございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

また、一般質問では、9人の議員から町政全般にわたるご質問をいただいておりますが、誠心誠意議論を尽くしてまいりたいと存じますので、併せてよろしくお願い申し上げます。

それでは、説明に入らせていただきます。初めに、議案第53号 玉村町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正、議案第54号 玉村町長、副町長及び教育長の諸給与条例の一部改正、議案第55号 玉村町職員の給与に関する条例の一部改正及び議案第56号 玉村町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正までの4議案について、一括してご説明申し上げます。

まず、議案第53号及び議案第54号につきましては、令和5年度の人事院勧告が職員の期末手当及び勤勉手当の支給月数をそれぞれ0.05月引上げ、合計で0.1月分を引き上げるものであったことを踏まえ、議員及び町長、副町長、教育長の期末手当につきましても、勧告の趣旨を尊重し、職員と同様に0.1月分の支給月数の引上げを行うものでございます。また、今回の期末手当の引上げにより、年間4.45月となる支給月数を令和6年度以降は6月期、12月期とも半分に当たる2.225月として平準化するものでございます。

次に、議案第55号につきましては、令和5年度の人事院勧告に伴い、若年層に重点を置いた給料月額引上げによる給料表の改定とともに、期末手当及び勤勉手当の支給割合を改定するものでございます。

まず、第1条の改正内容ですが、期末勤勉手当につきましては、公務員の支給月数が民間の支給月数を下回っていたため、それに見合うよう期末手当及び勤勉手当をそれぞれ0.05月引き上げるものでございます。

それから、第2条の改正内容ですが、第1条による期末手当及び勤勉手当の引上げ分について、令和6年度以降における6月期及び12月期の期末手当及び勤勉手当を平準化するため、それぞれ

0.025月引き下げるものでございます。

なお、第2条の施行期日は、令和6年4月1日となります。

続いて、議案第56号につきましては、令和5年度の人事院勧告により職員の給料表の改定及び期末手当が引上げられることに伴い、会計年度任用職員についても所要の改正を行うものでございます。

第1条の改正内容についてですが、職員と同様に給料を遡及して支給できるよう改正し、給料表を別表第1として追加します。このほか期末手当の支給月数を0.05月引き上げるものでございます。

それから、第2条の改正内容ですが、第1条による期末手当の引上げ分について、令和6年度以降における6月期及び12月期の期末手当を平準化するため、0.025月引き下げるものでございます。

なお、第2条の施行期日は、令和6年4月1日となります。

玉村町におきましても、これらの人事院勧告を踏まえた改正を行い、適正な給与水準の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上ご審議の上、ご議決くださいますようお願いいたします。

◇議長（石内國雄君） 以上で4議案に係る提案説明を終了いたします。

日程第6、議案第53号 玉村町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第54号 玉村町長、副町長及び教育長の諸給与条例の一部改正について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。
〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。
これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。
〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。
これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。
〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第55号 玉村町職員の給与に関する条例の一部改正について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。
〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。
これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。
〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。
これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。
〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第56号 玉村町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第10 議案第57号 玉村町国民健康保険税条例の一部改正について

◇議長（石内國雄君） 日程第10、議案第57号 玉村町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第57号 玉村町国民健康保険税条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案は、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が令和5年5月19日に公布されたことに伴い、地方税法の一部改正により、税条例の一部を改正するものです。

主な改正内容といたしましては、産前産後期間に係る所得割額及び被保険者均等割額について、国民健康保険税を減額するものです。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（石内國雄君） 提案説明が終了いたしました。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第 1 1 議案第 5 8 号 玉村町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び玉村町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

◇議長（石内國雄君） 日程第 1 1、議案第 5 8 号 玉村町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び玉村町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第 5 8 号 玉村町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び玉村町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案につきましては、内閣府令である特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び厚生労働省令である家庭的保育事業等の整備及び運営に関する基準が改正されていることから、省令に準じて制定されているこの 2 つの条例について改める必要があり、所要の改正を行うものです。

本案の第 1 条では、玉村町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について、内閣府令の改正に伴う文言の整理や項ずれの修正、条文の整理を行うものです。

本案の第 2 条では、玉村町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について、第 1 条における改正と同様、文言の整理を行うものです。

なお、施行日は第 1 条及び第 2 条ともに公布の日から施行となります。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（石内國雄君） 提案説明が終了いたしました。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第 12 議案第 59 号 玉村町道路占用料徴収条例及び公共物使用等に関する条例の一部改正について

◇議長（石内國雄君） 日程第 12、議案第 59 号 玉村町道路占用料徴収条例及び公共物使用等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第 59 号 玉村町道路占用料徴収条例及び公共物使用等に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案は、道路占用料及び公共物使用料の見直しを行うものでございます。

改正の概要につきましては、道路法施行令の一部改正に伴い、国の管理する道路の道路占用料が改正されたため、町の道路及び水路等の公共物においても、国の基準と同額の額に改めるものでございます。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（石内國雄君） 提案説明が終了いたしました。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第 13 議案第 60 号 令和 5 年度玉村町一般会計補正予算（第 8 号）

○日程第 14 議案第 61 号 令和 5 年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

○日程第 15 議案第 62 号 令和 5 年度玉村町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

○日程第 16 議案第 63 号 令和 5 年度玉村町水道事業会計補正予算（第 1 号）

○日程第 17 議案第 64 号 令和 5 年度玉村町下水道事業会計補正予算（第 2 号）

◇議長（石内國雄君） 日程第 13、議案第 60 号 令和 5 年度玉村町一般会計補正予算（第 8 号）から日程第 17、議案第 64 号 令和 5 年度玉村町下水道事業会計補正予算（第 2 号）までの 5 議案を一括議題としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第 13、議案第 60 号から日程第 17、議案第 64 号までの 5 議案を一括議題とすることに決定いたしました。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第 60 号 令和 5 年度玉村町一般会計補正予算（第 8 号）についてご説

明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に1億8,747万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を122億5,151万9,000円とするものでございます。

補正内容でございますが、まず人件費全体といたしまして、人事院勧告に伴う職員の給料改定及び期末勤勉手当の引上げや会計年度任用職員の給料、報酬の改定及び期末手当の引上げ、議員及び特別職の期末手当引上げのほか、超過勤務手当の増額、職員の人事異動や会計年度任用職員の任用に伴う調整等により、1,944万6,000円を追加しております。

次に、目的別の主な補正内容でございますが、総務費では通学路安全点検における指摘箇所等の安全対策工事やデマンド交通導入に向けたバス停設置検討業務委託、高齢者等タクシー使用料補助の利用者増による増額、法改正による基幹業務の各種システム改修のほか、ご寄附いただいた寄附金をそれぞれ目的に応じた基金へ積み立てるものでございます。

次に、民生費は、障害者自立支援や障害児通所支援における利用者増に伴う増額のほか、老朽化による南児童館のエアコンの更新及び昨年度事業の精算による国、県返還金の追加でございます。

次に、衛生費では、昨年度の新型コロナウイルスワクチン関連事業の精算に伴う国、県返還金の追加のほか、産後ケア事業及び医療用ウィッグ等購入費助成事業の利用者増による増額となっております。

次に、労働費は、故障している勤労者センターホールのエアコンを修繕するものでございます。

次に、農林水産業費では、群馬県農漁業災害対策特別措置条例及び玉村町農業災害対策特別措置条例に基づく降ひょう被害の対象農業者への補助金の給付や、油漏れが発生している樋越堰油圧配管の補修工事となっております。

次に、土木費では、高崎玉村スマートIC北地区工業団地の調整池における放流水の水質安全確保対策として、放流塔にゲートを設置するほか、東部工業団地内の町道2181号線の道路補修、角淵の町道214号線の舗装修繕及び区から要望の上がっている町内公園の樹木剪定等の費用を追加するものでございます。

次に、消防費は、昨年度の常備消防委託事業の精算に伴う、伊勢崎市への負担金の追加となっております。

次に、教育費では、中学校体育館等への空調設備導入に向けた設計業務に着手するほか、小中学校における感染症対策、老朽化に伴う設備等の修繕、ひょう及び突風被害により破損した重田家住宅の屋根修繕、施設の利用に支障を来している社会体育館の樹木の剪定費用等を追加するものでございます。

また、給食費助成金につきましては、今年度実施している小中学校の学校給食費無償化に伴い、アレルギー等によって給食の提供を受けていない児童、生徒及び町外の特別支援学校へ通う児童、生徒についても、給食費無償化と同等額の助成を行うものでございます。

以上が主な補正内容となりますが、これらの事業の財源といたしましては、事業実施に伴う国、県支出金や町債をはじめ、地方交付税、寄附金、諸収入、前年度繰越金等を予定しております。

なお、町道2181号線道路補修工事につきましては、工期が令和6年度にまたがる見込みであるため、繰越明許費を設定しております。

また、債務負担行為の補正でございますが、交通弱者対策事業につきまして、タクシー補助券の交付に当たり、利用者が年度当初から利用できるよう準備を進めるものであります。

次に、議案第61号 令和5年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に24万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を38億2,798万4,000円とするものでございます。

主な補正内容ですが、まず歳出では人事院勧告に伴う会計年度任用職員の報酬の改定及び期末手当の引上げにより、総務管理費を24万2,000円増額するものです。

次に、歳入では、一般会計繰入金を同額の24万2,000円増額するものでございます。

次に、議案第62号 令和5年度玉村町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に252万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を26億5,375万8,000円とするものでございます。

主な補正内容ですが、まず歳入では、地域支援事業費の総額が増額になることに伴う国、県支出金、支払基金交付金、一般会計繰入金の増額分を計上するものでございます。また、介護報酬改定に伴う介護保険システム改修費用に対する事業費補助金が見込めるもののほか、総務費の総額が増額になることに伴う一般会計繰入金の増額分を計上するものでございます。

次に、歳出では、介護報酬改定に伴う介護保険システム改修費用を用意するもの、人事院勧告に伴う給料等の増額を行うものでございます。

次に、議案第63号 令和5年度玉村町水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

本案は、まず収益的支出につきまして、予定額を120万5,000円増額し、総額を5億4,782万3,000円と定めるもので、内容は人事異動等に伴う職員給与費の調整となっております。

次に、資本的支出につきましては、予定額を152万1,000円増額し、総額を4億1,248万4,000円と定めるもので、内容はこちらも人事異動等に伴う職員給与費の調整となっております。

また、債務負担行為、ゼロ町債につきましては、今年度から来年度にかけて予定している配水管路耐震化・更新事業で、総額で4,065万6,000円と定めるものでございます。内容は、福島地内における配水管布設替え工事及び上茂木地内における配水管布設替え工事となっております。

次に、議案第64号 令和5年度玉村町下水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

まず、業務の予定量につきましては、主要な建設改良事業と定めた管渠整備工事費を4億1,210万円に改めるものであります。

次に、収益的収支につきましては、収益的支出の予定額を74万3,000円増額し、総額を7億5,447万円と定めるものでございます。

主な内容ですが、人事異動等に伴う職員給与費の調整や、水道事業会計において契約済みのPPP・PFI導入可能性調査業務委託に関し、下水道施設に関する内容を検討対象に追加するための費用を計上するものでございます。

次に、資本的収支につきましては、資本的収入の予定額を7,262万9,000円減額し、総額を6億4,233万6,000円と定めるとともに、資本的支出の予定額を7,102万8,000円減額し、総額を9億5,038万8,000円と定めるものでございます。

主な内容ですが、収入については下水道事業受益者負担金の増額や、事業費縮小に伴う企業債の減額で、支出については人事異動等に伴う職員給与費の調整や、水道切り回し工事等の補償費及び工事請負費の減額でございます。

最後に、企業債につきましては、借入限度額を8,000万円減額し、4億4,630万円とするものでございます。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（石内國雄君） 以上で、5議案に係る提案説明を終了いたします。

日程第13、議案第60号 令和5年度玉村町一般会計補正予算（第8号）、これより本案に対する質疑を求めます。

12番新井賢次議員。

〔12番 新井賢次君発言〕

◇12番（新井賢次君） 63ページ、高崎玉村スマートIC周辺地区まちづくり事業について、1,269万4,000円ということで計上されていますが、この具体的な工事内容と、それからこれを造ることになった、なぜ必要だったのか、それについて説明をお願いします。

◇議長（石内國雄君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 原田英樹君発言〕

◇都市建設課長（原田英樹君） お答えいたします。

こちらにつきましては、高崎玉村スマートICの調整池にゲートを設置する工事になります。高崎玉村スマートIC北地区工業団地につきましては、あちらの工場の排水につきまして、まず工場の浄化槽等の排水処理施設で適切に処理された後、雨水が入る調整池のほうに工場排水のほうも行って、滝川に放流される予定となっております。こちらにつきましては、工場排水が調整池を通過して滝川に放

流されるということで、当初から調整池から滝川に放流される場所について、緊急時、何か水質に問題があった場合に調整池の水を放流するのを止めるように、簡易的な角落としによるゲートが設置されていたのですが、より適切に管理できるように、そこにゲートを設置する工事になります。もともと既に寸法とかも調整池としてできているものですから、オーダーメイドでそのゲートを造る関係がございまして、その金額が結構かかるものですから、この1,269万4,000円という金額となっております。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 12番新井賢次議員。

〔12番 新井賢次君発言〕

◇12番（新井賢次君） 調整池から滝川へ流す最後のますが今できています。あの部分にゲートを新しく造るのですか。今蓋ができるようにはなっていますね、鉄板で。それを、形を変えたものを造るのですか。それから、2か所あるのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 原田英樹君発言〕

◇都市建設課長（原田英樹君） 今現在ありますのが調整池の一番西側で、そこに蓋がしてあります。

あちらの手前に放流塔というものがございまして、蓋のほうは滝川の水が入らないようにフラップゲートという形になっています。その手前に、人が手動で止めるようなものを造ります。手動等で下ろして、上げるときは電動で上げられるようなゲートを造ります。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 12番新井賢次議員。

〔12番 新井賢次君発言〕

◇12番（新井賢次君） そうしますと、その動作というか、日常の維持管理と、それからそれを操作するというのはどなたが操作するのですか。

◇議長（石内國雄君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 原田英樹君発言〕

◇都市建設課長（原田英樹君） 日常的には、そちらゲートのほうは開いています。イメージとすると、農業用水なんかを止めたりするようなゲートになりますので、常に開いているのですけれども、何か緊急時、滝川に放流しない、放流できないような水が万が一出るような場合があれば、そちらのほうで職員が作業をするような形になります。

以上です。

◇議長（石内國雄君） ほかに質疑ありませんか。

7番備前島久仁子議員。

〔7番 備前島久仁子君発言〕

◇7番（備前島久仁子君） 今の関連の質問です。

ゲートを止めて放流するのをやめた場合、何かあったら止めるということですが、その放流するのをやめたそのままの状態は、またそれをきれいにしていくという作業が今度必要かと思うのですが、その作業はどのようにやっていくのかということをお聞きします。

それと、3回しか質問ができませんので、続けてよろしいでしょうか。あと50ページ、健康福祉課に伺います。医療用のウィッグの購入ということでもありますけれども、これはウィッグ等ということですので、ウィッグ以外にも入っているかと思えますけれども、年間の何人くらいが対象となっているのか、またこの補正予算での対象者は何人か、そしてウィッグ等ということでもありますから、等に含まれる部分はどんなものがあるのか。そして、ウィッグというのは大体幾らくらいするものであって、個人の負担というのはどのようになっているのか、ちょっと伺います。

そして、もう一つ、今度は76ページ、学校教育課に伺います。中学校の体育館の空調設備なのですが、昨今非常に今年の夏なども40度を超えるような暑さの中で、体育館でもエアコンが必須となっているような時期かと思われまますが、この中学校の体育館等ということであって、これは小学校も含まれるのかどうか。それとも、体育館以外の部分の空調の設備の事業も含まれるのかどうか。等ということが入っていますので。中学校体育館であれば体育館のみというふうに思われまますが、等ということが入っているので、どういうことかということでもあります。

そして、これは来年の夏、体育館にエアコンを設置するということであるかと思うのですが、来年の3月には予算を立てて、来年の夏から実施できるようにということであるかと思うのですが、非常にここのところ暑くなっていますので、これを補正予算として計上したということ、3月の予算としてではなくて。その理由、それを教えてください。

そして、次、85ページ、生涯学習課、社会体育館の管理費の中に、これは庭木の剪定など通常で委託しているかと思うのですが、通常の委託は何か月に1回、庭木の剪定などを行っているか。そのときにはどういう状態の剪定、管理をしているのかどうか。そして、それでし切れない部分、今回は122万円だかと思うのですが、大変桜の木も大きくなっておりまして、南側に大きな杉があるので、それも本当に覆いかぶさるような状態ですので、そういうものの剪定の費用が今回のこの中に入っているのかどうか、伺います。

第1回目は以上です。

◇議長（石内國雄君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 原田英樹君発言〕

◇都市建設課長（原田英樹君） 高崎玉村スマートIC北地区工業団地の調整池の関係でまずはお答えいたします。

まず、ゲートの設置の目的につきましては、何か緊急時にまず滝川に流さないということで、水を止めることを主眼としております。基本的には、工場排水につきましては各工場の浄化槽等の排水処

理施設で処理をすることになっていまして、そういった工場のほうでまずは検査をしております。緊急時につきましては、まずは止めて、その後対処することになるのですが、工場と公害防止協定とか、あとは緊急時の連絡、担当者との連絡網とか、その辺は整備する計画となっておりますので、内容によって対応を工場と一緒にやっていくような形になります。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 岩谷孝司君発言〕

◇健康福祉課長（岩谷孝司君） お答えいたします。

医療用ウィッグについてなのですけれども、まずはウィッグの等というところで、そこは乳房補装具も含まれるということになります。それと、あと人数なのですけれども、当初はそれぞれ10名ずつ予定していたのですけれども、それを上回る関係で、今回8人分の増額をさせてもらいました。実際には、医療用ウィッグのほうは3万円で、乳房補装具のほうは1万円を助成するような形になっております。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 根岸真早子君発言〕

◇学校教育課長（根岸真早子君） お答えいたします。

中学校の体育館等空調設備整備事業ということで、今回は中学校の体育館及び武道館、それから卓球場等が含まれております体育施設の関係で、等ということで書かせていただいております。

それから、来年度中学校2校の設置に向けた設計をこの12月で設計委託料として補正をさせていただいて、来年度工事ということになりますが、来年度の夏から使用できることが望ましいのですけれども、工事スケジュール上、夏から使用開始というのはちょっと難しいかなというふうには考えておりますが、来年度中に工事が終了して、使用できるように計画を考えているところですが、これからその設計に向けて準備を進めてまいりたいと考えております。

◇議長（石内國雄君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 宇津木雅彦君発言〕

◇生涯学習課長（宇津木雅彦君） 社会体育館の剪定についてお答えします。

まず、指定管理者の指定管理料に毎年必ず実施しなければならないもの、除草であったり、低木の剪定だったりするものについては指定管理料に含めて、指定管理者が実施しているものでありますが、今回の補正で町が実施するものはヒマラヤスギや桜、高木の剪定でありまして、これは毎年しなくても、何年かに1回やればよいという作業でありますので、指定管理料には含めない、仕様を含めなかったものですから、今回町のほうで実施するものです。

◇議長（石内國雄君） 7番備前島久仁子議員。

[7番 備前島久仁子君発言]

◇7番(備前島久仁子君) 通常は何か月に1回の植木の剪定をしているのでしょうか。通常です、通常。年間。それが1点と。

そして、中学校のほうの空調は体育施設ということでありますので、これは小学校などは入らないということであります。来年度の夏は無理ということ、難しいということでありますけれども、町長、これもっと早くに補正予算をつけて、夏に間に合うようにということにはならないのかどうか。厳しいではないですか、夏が、40度ということ。日本で一番暑いというような状態ですので、何とか間に合うようにということができないのかどうかということです。

そして、また先ほどのウィッグが3万円ということでありますけれども、ウィッグ1つが大体3万円ということなののでしょうか。そして、個人の負担はないのかどうかということを伺います。

◇議長(石内國雄君) 生涯学習課長。

[生涯学習課長 宇津木雅彦君発言]

◇生涯学習課長(宇津木雅彦君) 高木の剪定は、通常年に1回とか、そういうふうには指定していません。何年かに1回やればいいという感覚で考えております。

◇議長(石内國雄君) 学校教育課長。

[学校教育課長 根岸真早子君発言]

◇学校教育課長(根岸真早子君) できれば来年度の夏、ぜひスタートさせたいということは本当に切に願うところではあるのですが、現段階ではスケジュール上、難しいというふうに想定しております。また、今後の財政との協議で、またそういうことが可能かどうかというところも相談はしていきたいなというふうに考えております。

◇議長(石内國雄君) 健康福祉課長。

[健康福祉課長 岩谷孝司君発言]

◇健康福祉課長(岩谷孝司君) お答えいたします。

このウィッグが3万円で、胸部補装具のほうが1万円ということで、これはあくまでも上限ということで、皆さんそれぞれその方に合ったものを使っているのです、金額のほうも様々な状況だと認識しております。

以上です。

◇議長(石内國雄君) ほかに質疑ありませんか。

2番堀越真由子議員。

[2番 堀越真由子君発言]

◇2番(堀越真由子君) 35ページなのですけれども、一般経費(健康福祉課)、国返還金などでかなりのお金が返されているのですけれども、これの内訳など教えてください。

あともう一つ、41ページと42ページです。中央児童館と西児童館で人が減ったというふうにあ

るのですけれども、これは先生が減ったということなのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 子ども育成課長。

〔子ども育成課長 今井理恵子君発言〕

◇子ども育成課長（今井理恵子君） それでは、お答えいたします。

西児童館と、あと中央児童館で人が減ったのかどうかということなののですけれども、当初の予算立てたときに対しまして減額になってしまったということです。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 岩谷孝司君発言〕

◇健康福祉課長（岩谷孝司君） お答えいたします。

まず、一般経費の国返還金の1, 324万8, 000円の部分なののですけれども、こちらまず令和4年度障害者自立支援給付費国庫負担金返還金のほうが764万203円、それとあと令和4年度障害者医療費国庫負担金返還金のほうが430万607円、それとあと続きまして虐待医療ケアの関係が127万5, 000円、それとシステム改修のほうで3万3, 000円となっております。

次に、県返還金です。県返還金の606万8, 000円につきましては、まず令和4年度障害者自立支援給付費県費負担金返還金のほうが382万102円になります。それと、令和4年度障害者医療費県費負担金返還金のほうが215万304円となります。それと、令和4年度地域生活支援事業費県費補助金返還金、こちらが63万8, 000円となっております。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 2番堀越真由子議員。

〔2番 堀越真由子君発言〕

◇2番（堀越真由子君） この健康福祉課の返還金なののですけれども、これは予定していたけれども、使う人がいなかったという理解でいいのでしょうか。何で返すことになるのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 岩谷孝司君発言〕

◇健康福祉課長（岩谷孝司君） 議員のおっしゃるとおりでございます。

◇議長（石内國雄君） 2番堀越真由子議員。

〔2番 堀越真由子君発言〕

◇2番（堀越真由子君） 西児童館と中央児童館のお話なののですけれども、これは予定していたものが使われなかったということなののですが、先生を募集していたけれども、人が来なかったということなののでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 子ども育成課長。

〔子ども育成課長 今井理恵子君発言〕

◇子ども育成課長（今井理恵子君） そのとおりでございます。

◇議長（石内國雄君） ほかに質疑ありませんか。

3番松本幸喜議員。

〔3番 松本幸喜君発言〕

◇3番（松本幸喜君） 36ページ、就労継続支援事業A型で135万円の支出があるのですがけれども、玉村町の作業所さんで一般就労に向けた取組をしているところはないということなのですが、この135万円の使い道について伺いたいと思います。

◇議長（石内國雄君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 岩谷孝司君発言〕

◇健康福祉課長（岩谷孝司君） こちらのA型なのですが、町内にはないのですが、町外の事業所を利用されている方がいます。ちょっと古い資料なのですが、令和4年10月現在で3名の方が利用していたということになります。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 3番松本幸喜議員。

〔3番 松本幸喜君発言〕

◇3番（松本幸喜君） 町内の施設があるにもかかわらず、なぜ町外の施設に頼るのか、その辺の理由です。町内の施設では、そういう一般就労の活動を行っていないという状態で、町外の施設に頼るしかないということになるかと思うのですが、なぜ町内の施設は一般就労に向けた取組をやらないのか、その辺について伺いたいと思います。

◇議長（石内國雄君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 岩谷孝司君発言〕

◇健康福祉課長（岩谷孝司君） どうしてそれをやらないかというのは、ちょっと私も分からないのですが、今後そういうA型とかでやってくれるようなところがあれば、当然町内でも利用のほうを促進していきたいなと考えております。

◇議長（石内國雄君） 3番松本幸喜議員。

〔3番 松本幸喜君発言〕

◇3番（松本幸喜君） これは要望になってしまうのかもしれないのですが、家庭的な事情ですとかそういうものを把握しているのは、やはり地元の施設との関わりというのは非常に高いと思うのです。深いはずですが、そこが、一般就労に向けた取組を例えば能力の問題でやらないというようなことというのは、今の福祉の在り方、障害者福祉の在り方として就労に対する考え方が非常に古いように思うのです。一般の方と同じレベルで仕事ができなければ、就労できないというような考え方であるようであれば、その辺は改めていただきたいなというふうに思います。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 岩谷孝司君発言〕

◇健康福祉課長（岩谷孝司君） 議員のおっしゃるとおりで、できれば町内で自宅から通えるようなところが一番いいかなと思うのですけれども、現在町外の事業所に通っている方につきましては町外のグループホームに入所していて、そこから通っているような状況になっております。

以上です。

◇議長（石内國雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第61号 令和5年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第62号 令和5年度玉村町介護保険特別会計補正予算（第2号）、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第63号 令和5年度玉村町水道事業会計補正予算（第1号）、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17、議案第64号 令和5年度玉村町下水道事業会計補正予算（第2号）、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第18 議案第65号 指定管理者の指定について（玉村町B&G海洋センター）

◇議長（石内國雄君） 日程第18、議案第65号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第65号 指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

本案につきましては、玉村町B&G海洋センターにおける5年間の指定管理期間が令和6年3月31日をもって終了となるため、引き続き指定管理を行うに当たり応募者を町のホームページ及び広報等で広く公募し、指定管理候補者選定委員会において応募者の経営基盤、提案内容等を十分審査し、その結果、施設の管理運営を適切に行える事業者を選定いたしましたので、玉村町公の施設に係る指定管理の指定の手続等に関する条例第7条に基づき、提案させていただくものでございます。

まず、管理を行わせる公の施設の名称は玉村町B&G海洋センターで、指定管理者となる団体の住所及び名称は、群馬県高崎市下豊岡町192番地12、株式会社NSP群馬であります。

指定の期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間でございます。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願いいたします。

◇議長（石内國雄君） 提案説明が終了いたしました。

これより本案に対する質疑を求めます。

12番新井賢次議員。

〔12番 新井賢次君発言〕

◇12番（新井賢次君） 応募が1者だったということについて、町当局としてどう考えるかということと、前回5年前はどうだったのかということ。それから、募集要項の配布と、それから説明会の開催が事前にあったわけですが、この時点での参加者は複数者あったのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 企画課長。

〔企画課長 齋藤 恭君発言〕

◇企画課長（齋藤 恭君） 募集につきましては、資料にもございますように、7月の25日から8月4日まで要項を配布させていただいております。

募集については1件ということで、お問合せ、前回につきましても1件という形でございます。広く公募しているということでございますけれども、現状では1件の方の応募にとどまっているという状況でございます。説明会につきましては8月の7日、開催しておりますが、こちらにも1件の応募ということで伺っております。

以上でございます。

◇議長（石内國雄君） 12番新井賢次議員。

〔12番 新井賢次君発言〕

◇12番（新井賢次君） 募集要項も1件だけだったのですか、取りに来たところ。

◇議長（石内國雄君） 企画課長。

〔企画課長 齋藤 恭君発言〕

◇企画課長（齋藤 恭君） 募集要項につきましても1件ということでございます。

◇議長（石内國雄君） 12番新井賢次議員。

〔12番 新井賢次君発言〕

◇12番（新井賢次君） これ、5年前も今回も1者だけだったということの中で、もしこの1者がなかった場合、応募してこなかった場合、そういったことを懸念したことはなかったのでしょうか。それから、率直になぜ1者しか応募してこないのかなということ議論したこととか、検討したことはなかったのかどうか、お聞きします。

◇議長（石内國雄君） 企画課長。

〔企画課長 齋藤 恭君発言〕

◇企画課長（齋藤 恭君） 応募につきまして1者が応募していただいた。これは前回も同様でござ

いますけれども、その1者につきましてなかなかしっかりといただいているというようなことも伺っております。その結果、今回の募集に当たりまして、これまでの取組内容、B&Gの海洋センターというところがございますので、それなりに専門知識をお持ちの事業者が必要であるということも伺っておりますので、そういった専門知識をお持ちの事業者がなかなか少ないということで、1者となっているものというような認識をしております。

ただ、B&Gの海洋センターという冠もついている施設でもございますので、そうした中でそうした関係する事業者の方が応募いただけるというような期待を持ちまして、今回も公募したところがございます。1者という形ではございますけれども、応募いただけるのではなかろうかというような推測も含めて公募したという経緯でございます。

以上でございます。

◇議長（石内國雄君） ほかに質疑ありませんか。

3番松本幸喜議員。

〔3番 松本幸喜君発言〕

◇3番（松本幸喜君） 選定理由のところなのですが、幅広い利用者へのさらなるサービス向上、利用促進が期待できる内容ということで、経営努力としてどのような内容が提示されているのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 企画課長。

〔企画課長 齋藤 恭君発言〕

◇企画課長（齋藤 恭君） お答えいたします。

これまでの管理されてきております内容、こちらも含め、また事業者が自主的に行います水泳の教室でありますとか、これは大人からお子さんまで含めてでございますけれども、そうした自主事業も含めまして審査をしたところで、各委員の方々からもしっかりといただけているというようなご意見もいただいたところでございます。

◇議長（石内國雄君） 3番松本幸喜議員。

〔3番 松本幸喜君発言〕

◇3番（松本幸喜君） 町外の方も含めて、大分利用者が幅広くいらっしゃるようなのですが、全体としては非常に利用頻度というのは低い状況になっているかと思えます。

今後施設の老朽化というのは否めないところで、ボイラーも含めていろいろな面で手を加えていかなければならない施設ではあると思うのです。町民の方を中心にして、多くの方が利用しているものであれば、税金を投入することも必要かと思うのですが、やはり絶対数を確保できるような、そういった経営努力というものが今後図られていかないと、存続というのも非常に危うくなるのかなというふうに危惧しているところなのです。プール自体の利用については必要性は感じているところではありますけれども、ぜひそういった経営努力の面を重点的に見ていただきたいなというふう

に思っています。

◇議長（石内國雄君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 宇津木雅彦君発言〕

◇生涯学習課長（宇津木雅彦君） 確かに施設の老朽化とか、そういう対応が今後出てくると思いますが。これについては、今まで指定管理者が管理を行っている上でB&G財団から特Aという評価を受けていることもあり、それによって補助金等も利用できる形がありますので、そういったものを最大限利用できるような形で計画的な改修を進めていき、計画的にということを利用してあまり迷惑がからないような形を取ってやっていきたいと考えております。

◇議長（石内國雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇議長（石内國雄君） 休憩いたします。10時40分に再開します。

午前10時15分休憩

午前10時40分再開

◇議長（石内國雄君） 再開いたします。

◇

○日程第19 一般質問

◇議長（石内國雄君） 日程第19、一般質問を行います。

今定例会には、9名の議員から通告がなされております。

一 般 質 問 表

令和5年玉村町議会第4回定例会

順序	質 問 事 項	質 問 者
1	<ol style="list-style-type: none"> 1. 電子地域通貨「玉村ペイ」の導入について 2. 死亡手続き一元化・お悔み窓口開設について 3. 玉村産ブランド麦焼酎の生産販売について 4. 旧両水跡地市街化区域編入について 5. 道の駅玉村宿南側の観光交流拠点公園構想について 6. 東部工業団地北東地区の開発について 	浅見 武志
2	<ol style="list-style-type: none"> 1. 行政のデジタル化への取組について 2. 町内の石碑の調査について 3. 今年度を実施の第6回フォトコンの結果と評価について 	月田 均
3	<ol style="list-style-type: none"> 1. 玉村町の地方自治についての考えを問う。 2. 玉村町のコンサルタント会社への業務委託についての考えを問う。 	堀越 真由子
4	<ol style="list-style-type: none"> 1. 新公共交通システムの構想と導入に向けた進捗状況について 2. 空き家対策について 3. 主権者教育について 	羽鳥 光博
5	<ol style="list-style-type: none"> 1. 公共交通機関の見直しについて 2. 空き家対策について 3. 地域おこし協力隊（移住促進）について 	松本 幸喜
6	<ol style="list-style-type: none"> 1. 小中学校の体育館へのエアコン設置について 2. 対話型人工知能（チャットGPT）の導入について 3. 町職員の通年輕装勤務について 4. 「おくやみ窓口」（仮称）の設置について 5. 企業版ふるさと納税の現状について 	新井 賢次
7	<ol style="list-style-type: none"> 1. 「たまむらさきえあい計画」の見直し状況について 2. 「玉村町地域防災計画」の見直しと災害時の要配慮者等を含めた安心して避難できる避難所について 	小林 一幸

順序	質 問 事 項	質 問 者
8	1. 町内の大規模な空き地及び農地の今後について 2. 高崎玉村スマート I C 北地区工業団地の進出企業について 3. 通学路の雑草の処理について 4. ライドシェアの導入について	笠 原 則 孝
9	1. 「待機児童ゼロ」、「こども誰でも通園制度」、「病児保育の確保」に向けた保育所の新設を 2. 「玉村町こども家庭センター」の設置に向けた準備状況を示せ 3. 県央に位置する町として「地の利」を生かして元気な町を	宇津木 治 宣

◇議長（石内國雄君） 初めに、10番浅見武志議員の発言を許します。

〔10番 浅見武志君登壇〕

◇10番（浅見武志君） 10番浅見武志です。一般質問を始めます。

1つ目の電子地域通貨「玉村ペイ」の導入について、桐生市では出産、子育てを支援する応援給付金の支払い方法を、現在の口座振込から電子地域通貨桐生ペイに変更しました。迅速に給付できることに加え、その使用先が市内に限られるため、地域経済の活性化につながるとしております。給付金は、市内約700店舗で1ポイント1円として使えます。口座振替の場合は、申請から給付まで一、二か月かかりますが、電子地域通貨なら5日から10日後に給付ができます。当町も検討してはどうでしょうか。

2つ目の死亡手続一元化・お悔やみ窓口開設について、藤岡市では市民サービスを向上させるため、死亡に伴う27種の行政手続を1か所で済ませられるお悔やみ窓口を開設しました。国民健康保険被保険者証や福祉医療費受給資格者証などの一括返納や複雑細分化していた障害者手帳に関する手続などを一元的に使えます。当町も検討してはどうですか。

3つ目に、玉村産ブランド麦焼酎の生産販売について。去年12月議会の一般質問で、玉村産の二条大麦を使い麦焼酎を作って、玉村町の知名度を上げるとともに、ふるさと納税の返礼品にしていいため、何度か会議をして、1年かけて検討していくことになっていたと思いますが、現状と今後について伺います。

4、旧両水跡地市街化区域編入について。令和元年に閉店後、低未利用となっている旧両水跡地について、西側農業地とともに市街化区域に編入し、町に不足している買い回り品店舗などを兼ねた商業施設用途の土地利用が検討されていると思いますが、現状と今後について伺います。

5、道の駅玉村宿南側の観光交流拠点公園構想について。町の知名度とブランド力を高め、活力あ

るまちづくりを推進するため、Park—PFI構想等を活用した観光交流拠点となる都市公園の整備を検討していると思いますが、現状と今後についてお伺いします。

6、東部工業団地北東地区の開発について。東部工業団地の北東地区について、市街化区域編入に向けた現地調査、基本計画の作成及び課題整理を実施していると思いますが、現状と今後についてお伺いします。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 浅見武志議員のご質問にお答えいたします。

まず初めに、電子地域通貨「玉村ペイ」の導入についてお答えします。電子地域通貨は、自治体などが独自に発行し、限られた地域内で使用できるものです。専用のカードやスマートフォンのアプリに入金し、買物や支払いができるようになり、県内でも導入が広がっています。当町におきましては、平成30年度に地域通貨、ボランティアポイントに関する検討がされましたが、費用などの課題があり、導入には至らなかった経緯がございます。しかし、現在では電子通貨アプリの開発に参入する企業が増えたことにより、基本アプリの種類も増え、導入しやすくなっているようです。

この地域通貨ですが、自治体の給付事業やイベントでの参加特典として活用することが可能であり、地域内でお金を循環するような仕組みとして発展させていくことが目標となります。末永く持続的に運用していくためには、運用する町の体制づくり、利用加盟店になっていただく町内店舗の賛同、そして実際に使用する住民のご理解など、多くの課題があるものと考えております。キャッシュレス決済につきましては、町でも行ったキャンペーンやマイナポイントの付与により、多くの方々にご利用いただいている状況にあるものと認識しております。これに比例して、電子地域通貨を理解し、使用できる方も以前に比べ多くなっているものと思われますので、他の自治体等の状況確認を含めて、今後研究してまいります。

次に、死亡手続一元化・お悔やみ窓口開設についてお答えいたします。町では、住民課に死亡届が提出された際に、火葬許可証等の書類と一緒に「ご遺族のかたへ」という手続の一覧表の通知をお渡ししております。後日ご遺族の方は、この一覧表に基づいて各種手続を行っておりますが、役場での主要な手続は担当する課がほぼ1階にありますので、ご遺族の方には極端にご負担をおかけしていることはないと考えております。また、移動が困難な方等に対しましては、職員同士で連携を取り合い、職員が遺族の方のいる窓口まで出向くなど、課を移動することなく手続が行えるよう、臨機応変に対応しております。

一元化した窓口の設置につきましては、1か所で全ての手続が行えることが理想ではありますが、ハード、ソフト両面において難しさがあると感じております。大事なことは、窓口に来られた方が戸惑うことがないよう、スムーズに手続が行えることであると思っておりますので、職員間の連携を密にして、

今以上に住民サービスに徹していきたいと考えております。

次に、玉村産ブランド麦焼酎の生産販売についてお答えします。現在、町では、玉村産の麦類を用いた特産品として、麦焼酎の製品化、消費化を行うことについての検討を行っております。まず、麦焼酎の商品化における流れや費用等についての概要は把握したところではありますが、生産、販売について、製品化した焼酎の販売先の確保や販売方法、製造における費用負担や売れるための商品開発などが現状の大きな課題として考えられます。そのため商品としての需要を見込める麦焼酎の開発を行い、実施主体として酒類の生産、販売を行うことができる事業者の協力が必要となります。

現在、玉村町内において小麦を扱った食品の開発、製造を行っており、道の駅玉村宿の管理運営も行っているタムムラデリカ株式会社へ訪問し、玉村町産の麦を使った焼酎の商品化についての展望を伺ったところ、商品化への展望はあり、町産の麦を扱った商品を販売することにより、地域貢献にもなるため、ぜひ取り組んでいきたいとのことでした。商品開発におけるアイデアや製造、販売方法などについても既に考えているとのことですが、目安としては来年度中までに商品開発を行い、再来年度の商品販売となるよう進めていきたいとのことでした。

同社については、酒類小売業免許も取得しており、酒類の販売を行うことも可能であるほか、食品開発や販売のノウハウも備えているため、1度だけの商品化ではなく、町の特産品として定期的な製造、販売を行い、また町産の麦を扱った商品を開発することに関しても意欲的であるため、ふるさと納税の返礼品としての基準に合致した商品開発も期待できると考えております。今後は、同社との定期的な打合せ等を行うことにより、補助金制度の活用など、町としてできるバックアップを行いながら、ふるさと納税の返礼品となり得る玉村町の魅力ある特産品として製品化、商品化を検討していきたいと考えています。

次に、旧両水跡地市街化区域編入についてお答えします。旧両水は、東毛広域幹線道路整備事業に伴う公共事業移転により、市街化調整区域である現在の位置に移転し、店舗閉店後はなかなか利用されていない状況が続いておりました。町としましては、この土地と西側の農地を一体的に市街化区域に編入し、商業施設用地として活用することで町の活性化につなげられるよう、進出を希望する予定の企業と歩調を合わせて各種手続を進めております。現在の状況ですが、農林調整を含め、国、県、関係機関と協議を開始しており、その後、本協議、治水協議、公聴会、都市計画審議会などの様々な手続を経て、令和7年度の第9回線引き定期見直しで市街化区域への編入を予定しております。

次に、道の駅玉村宿南側の観光交流拠点公園構想についてお答えします。この構想は、平成29年度の都市公園法の改正により新たに創設された公募設置管理制度、通称P a r k—P F Iを活用し、官民共同で観光交流拠点となる公園の整備を進めるものでございます。P a r k—P F I制度は、飲食店や店舗などの公園利用者の利便の向上に資する施設の設置と、その周辺の園路や広場等の整備を一体的に行う者を公募により選定することができ、民間のノウハウと投資を活用したにぎわいの創出と、公園維持管理費用の縮減が期待できます。

現在の状況ですが、昨年度から繰越事業として実施しております可能性調査業務が11月末に終了し、民間事業者参画に向けた可能性や公園整備の基本構想、収支シミュレーションなどがまとまったため、今後はその結果を踏まえて事業の可否を判断することになりますが、実現できるよう事業推進に向けて取り組んでいきたいと考えております。

最後に、東部工業団地北東地区の開発についてお答えします。本開発は、東部工業団地の北東地域を対象とした拡張構想で、昨年度は調査業務を実施し、土地利用状況の整理と課題の抽出を行いました。今年度は、昨年度調査の成果を踏まえ、拡張構想をより具体化するため、概略計画の策定業務を委託し、事業実現化に向けた土地利用計画や構想案を取りまとめているところでございます。市街化区域への編入手続につきましては、地元合意も含め、事業化への課題等が整理され、素案がまとまった段階で開始する予定です。

◇議長（石内國雄君） 10番浅見武志議員。

〔10番 浅見武志君発言〕

◇10番（浅見武志君） 第2質問は自席より行いたいと思います。

まず最初に、電子地域通貨についてですが、桐生市で行ったのは先ほど説明をさせていただき、やはり町で給付したお金が町で流通するという事は、内需拡大にもつながりますので、そういったシステムでいろんな市が行っていると思います。昨日上毛新聞に、前橋市が電子地域通貨を開始し、まちの売上げの貢献に20%の還元率で行うと言っております。それでまた、それを使っているいろんな補助金だとか、そういった形の給付金なんかも支払うようにやっぴいこうという形で行っておりますが、やはりその辺の観点については課長はどのように捉えておりますか。

◇議長（石内國雄君） 企画課長。

〔企画課長 齋藤 恭君発言〕

◇企画課長（齋藤 恭君） お答えいたします。

ご質問、そしてご指摘のように、電子地域通貨、発行いたします自治体のその管内におきまして、そのお金が回っていくという、そういったシステムとなっておりますので、各自治体、そういったことを最終的な目標といたしまして導入しているものと、これは大切なことであろうというふうを考えております。

◇議長（石内國雄君） 10番浅見武志議員。

〔10番 浅見武志君発言〕

◇10番（浅見武志君） 私もそのように考えて一般質問させていただきました。

それで、これは担当課が違うのですが、この間課長にお願いしてあった、当町のマイナンバーカードの普及率は大体どのくらいあるのか、調べてありますか。

◇議長（石内國雄君） 企画課長。

〔企画課長 齋藤 恭君発言〕

◇企画課長（齋藤 恭君） マイナンバーカードの交付を受けた方につきましてはおおよそ76%になっておるといふふうに聞いております。

◇議長（石内國雄君） 10番浅見武志議員。

〔10番 浅見武志君発言〕

◇10番（浅見武志君） 玉村町もマイナンバーカードの普及率が多くなっているし、個人に給付する場合なんか的確に、口座振込にするよりは、これも先ほども言いましたが、電子地域通貨なら5日から10日で振込ができるということになっておりますので、やはりこういう利便性を他の市町村から勉強しながら、玉村町もぜひとも導入していただきたいなと思います。

それで、一番大事なのは取り扱う店舗だと思うのです。やはりそういった店舗がたくさんないと、もらった給付金が使えないということで問題が起きると思います。プレミアム商品券なんか大型店用とか小型店用とかと分けてありますけれども、そうした玉村町で例えば3万円頂いた方が、違う地域でお金を使うよりは、玉村町内でお金を落としていただけると、やはり商店街も商売屋の人も潤いますので、そういった観点で商工会の協力が、まずは一応協議して、商工会でできるのか、商業者の方でできるのか、そういった問題をまずは協議をする必要があると思いますが、その点についてお聞きします。

◇議長（石内國雄君） 企画課長。

〔企画課長 齋藤 恭君発言〕

◇企画課長（齋藤 恭君） 町長のお答えの中にもございましたけれども、実際導入するということになりました場合には、実際に使うことが可能となるお店の方々、そうした方々の賛同を得る必要があるかというふうに思っております。そのような場合には、当然玉村町の場合でありますと、町の商工会さんともご協議をさせていただくという必要が生じてくるのだらうというふうに理解をしております。

◇議長（石内國雄君） 10番浅見武志議員。

〔10番 浅見武志君発言〕

◇10番（浅見武志君） 私も65になったのですが、ペイペイを使ったりだとか、やはりそういったものを使っていかないと、今の世の中、生活ができなくなっているかと思えます。若い人はもう日常茶飯事でそういったものを使っております。一番は高齢者というか、お年寄りの方が難しいかなとは思いますが、やはり町民の方に周知をして、マイナンバーカードも76%も普及しているわけですから、こういったものも有効利用して、玉村町発展のために努力していただきたいと思えます。町民への周知なんかについてどのようにお考えですか、お聞かせください。

◇議長（石内國雄君） 企画課長。

〔企画課長 齋藤 恭君発言〕

◇企画課長（齋藤 恭君） やるやらないという判断はまだこれからということになりますけれども、

実際に始めますといった場合には、まずは広報、あるいはホームページ、それと併せまして場合によりましては操作がちょっと不安な方につきましては説明会といったものにつきましてもやっていく必要があるのかなというふうには考えております。

◇議長（石内國雄君） 10番浅見武志議員。

〔10番 浅見武志君発言〕

◇10番（浅見武志君） こういったものはスピードが大事ですので、ある程度目標を立てて、来年の4月からやりますとか、4月はちょっと早いけれども、やりたいという意識で前向きにいろいろと検討していただきたいと思いますので、私としては期待をしておりますので、こういった問題は1つの課だけで考えるのは難しいでしょうから、やはり経済産業課だとか、いろいろそういったところとも協力をし合いながら進めていただければと思いますので、この質問については以上とさせていただきます。

次に、死亡手続の一元化・お悔やみ窓口の開設ということで、これもまた私は上毛新聞が好きでよく読んでいて、藤岡市で始めたらしいのです。それで、やはり住民サービスの向上ということで各市町村、ほかのところも調べたら、大分こういった一元化を検討しているところが多くあります。玉村町は、こういった紙を、先ほど町長の答弁にもあったけれども、「ご家族のかたへ」という、こういった一覧表みたいのを頂くのですけれども、私もこれ読んでみたのですけれども、ちょっと内容が分かりづらいところもあるし、ましてや何か所も行かなければならないとなると、やはりあれなのかなという感覚ではいました。それで、死亡届の提出や火葬許可を取りに来るのは、多分葬儀屋の方が取りに来るのです。葬儀屋の方が届けを出して、そのときにこの紙を渡されて、告別式が終わり、落ち着いて、やれやれというときにこの紙をご家族の方が見て、そうだ、手続しなければならないと来るのですけれども、なかなか役場の人は割と丁寧に教えてはくれます。先ほども答弁にありましたけれども、足の悪い方の場合なんかは職員に来てもらって、横の連携が1階でできるということで、住民課、健康福祉課、税務課、そのほか、経済産業課もあるし、子ども育成課なんかもあるし、それから上水、下水を止めたりとかもしなければならなかったりとか、亡くなった方によってはそういった形で各課を結構またぐことになりますので、なるべく横の連携といいましょうか、私としては1か所で全ての手続ができるように窓口というのではなくても、1階に各課があるので、横の連携をきちんとして、それで住民サービスの向上につなげていってもらえればと思いますので、その点について担当課長、お答えをいただければと思います。

◇議長（石内國雄君） 住民課長。

〔住民課長 丸山智志君発言〕

◇住民課長（丸山智志君） お答えいたします。

先ほど町長の答弁にもありましたように、主要な手続の窓口、担当課は1階が中心となっておりますので、そちらの住民課、健康福祉課、税務課の職員が連携することで手続がスムーズに行えるよう

にしていきたいと考えております。また、移動が困難な方などにつきましては、先ほどもありましたように、職員同士が連携しまして、来庁者の方が移動しないような形で対応はさせていただいておりますので、今後もそのような形で続けさせていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

◇議長（石内國雄君） 10番浅見武志議員。

〔10番 浅見武志君発言〕

◇10番（浅見武志君） 役場の1階は結構混んでいるのです。あそこはパスポートを出したり、いろんなことがあって、1階の窓口で番号札で呼ばれていく方もいますけれども、役場へ入って右側に広い部屋みたいのがあるではないですか。倉庫になっているのだから、何だか分からないけれども、ああいうところに個人的にいろいろお話を聞ける、落ち着いて話が聞けるような、そういった窓口をつくったらどうか。待合室もありますけれども、そういったものがあると住民の方は安心して受付に来て、いろんな手続きができると思うのです。

パスポートのところは、あそこに椅子が3つあって、そこでいろんな方が待っていて、番号で呼ばれて行ったりとかするけれども、何か玄関口がとても玉村町は狭くて、話をするにも、税務課でいろんな悩み事があったとしても、つい立てはあるのだけれども、隣の話がみんな聞こえてしまうので、そういった問題をもうちょっとスペースを考えてもらったりとか、こういった一元化に向けてきちんと検討していただければと思いますので、一言だけ町長、お願いよろしいですか、そういった問題について。

◇議長（石内國雄君） 町長。

〔町長 石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君） 本当に正面玄関から入って左側にスペースがあるといっても、あのスペースもそんなに広くもないので、非常に住民課が混んでしまうという状況があります。これから町もいろいろな施策を考える中で、狭さをどうやって解消していけるかということ、抜本的な解消があるかどうかということもいろいろ考え出していますので、その中でこの死亡手続の一元化というものを対応していけるようにしたいと思っています。

◇議長（石内國雄君） 10番浅見武志議員。

〔10番 浅見武志君発言〕

◇10番（浅見武志君） 玉村町役場の1階が、一番混んでいるところが一番狭いので、やはりそういったところは新しい、昭和村庁舎を見に行ったときもなかなか相談室みたいのがあって、隣のスペースがゆったりで、そういった秘密事も隣に聞こえないでいろいろ相談ができるような、ああいったスペースが玉村町にも欲しいなと思っておりますので、そういったものも含めて隣同士の課で連携をしながら、スムーズに住民サービスの向上ができますように検討していただければと思います。

次に、3番目の玉村産ブランド麦焼酎の生産販売についてなのですが、これ私は去年も一般質問し

まして、その後当時の担当課長とか農業者の方、それから麦を作っている赤川君という方だとか商工会長だとか、そういった方々でいろいろと話をしまして、この問題はいろいろ時間がかかるので、業者選定やら何かをかけるのに結構かかるということなので、1年かけてやりましょうということで、1年たった結果、今回またどんな状況でいるのか現状を聞きたくて一般質問させていただきました。

それで、取扱店の多分道の駅で売ってもらいたいということで、前回の会議のときもデリカの小島社長に会うと、「いやあ、やるよ、やるよ」と言ってくれるのです。それでいて、あとは問題点というのは、小売業者をどうにするかというので、先ほどもちよろっと出たデリカの社長なんかは前向きに、玉村町の道の駅で販売もできるし、そういった形でやりたいというのは会うたびに言ってもらえるので、やってくれるのかなとは思っていたのですけれども、それで先ほどの答弁でいくと、これからまだ2年先までというような答弁だったと思うのですが、その辺についてちょっとお聞きしたいのですが。

◇議長（石内國雄君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 武士浩之君発言〕

◇経済産業課長（武士浩之君） お答えします。

10月の2日だと思うのですが、小島社長とアポイントが取れることになりまして、本社のほうに伺うことになりました。社長だけの対応かなと思ったら、幹部社員の方、部長級全員そろえていただいて、この件については地域貢献につながるということ、会社としても麦を扱った商品をやっていると、さらに玉村宿の指定管理者でもあるということで、ぜひともトライしていきたいというふうにはっきりと答えていただきました。

その中でスケジュールなのですが、伺ったときももううちのほうで調べてあった、例えば6,000本くらい作らないと駄目だという、そういったロット関係もいろんな酒造会社さんがいるということで、もう少しスケールを小さくしても扱えるような酒造会社もいると、そういうような調べもしていましたし、四合瓶というのですか、通常そのタイプが多いかもしれないのですが、そういったもの以外のも作ればいろんな方に手にとってもらえるのではないかと、フレーバーを入れるのもいいのではないかと、様々なアイデアをいろいろ持っていたという中で、そういった商品開発を今年度から、今12月ですけれども、来年にかけて商品開発をしていって、再来年には商品販売につなげていきたいというふうに言っていましたので、これについてはまだそのお願いに行った段階でのスケジュール感覚ですので、その後も詳細に決まってきた段階で報告していきたいということでありましたので、また進捗したところで話を聞いて、スケジュールについても確認していきたいというふうに思っております。

◇議長（石内國雄君） 10番浅見武志議員。

〔10番 浅見武志君発言〕

◇10番（浅見武志君） ブランド焼酎を作るのは、麦農家の方でも夢で、私がこれを始めたときは

若い麦農家の方から、玉村町もこういうのをやってもらいたいということで何回か話をしながら、私も町内の飲み屋さんで飲んでいるときも、なるべくそういったものをボトルキープができて、玉村町の方に飲んでもらえればいいなという話で始まったことが形になりつつあるのかなと思います。

前回は3,000本作ると6,000本作るので1本単価が違うだとか、最後の課題で残ったのはどっちを作るかと。一遍に在庫を持つのでは大変だというような問題もありました。それから、麦の作付も今種まき、ちょうど麦まきをしているところなので、その卸というか、農協に収めるのではなくて、作付をしてもらわなければならないので、二条大麦をあの当時で2,500キロくらい、だから2.5トンくらいかな、6,000本作るのでそのくらいかかるなんていうので考えていたのですけれども、二条麦の作付は少ないので、早くキープしなければ駄目だということで、私としても来年とか再来年にやるにも、二条麦をどうにか作付の農家の方にも申し込んで頼んでおかなければならないので、やはりこれも作って、これが今度収穫ができて、それをお酒に変えていくのは早くても、今年やったとしても来年の2月なのです。できて酒となって出てくるのが。だから、そんなようなスケジュールもあると思うのですが、その辺の作付面積だとか、そういったような問題的なのを農協さんと連携して話をしているのか、その辺についてお聞きしたいです。

◇議長（石内國雄君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 武士浩之君発言〕

◇経済産業課長（武士浩之君） お答えします。

もし農協からであれば買戻しというふうになってきますので、買戻しする際には麦をまく前にどれだけ買戻しするかということ話ししなければならないということで、今回播種する、種を買うというような時期の約束をしていくとなると、麦を刈るときに次回というふうになりますので、次の麦を刈り入れるというのは大体5月、6月というふうになりますが、その1年前、もう話は通してありましたので、今年はどうしますかというふうなことで、今年の6月のときにそういう話を農協さんのほうからいただき、まだちょっと詳細が決まらないので、今回は見送りさせていただきたいということで見送った経緯があります。ですので、また来年の6月頃に、今回は農協からの買戻しであれば、そこにまたお話を持っていきたいし、向こうからも気にかけていただいているような、そんなような状況になっております。

◇議長（石内國雄君） 10番浅見武志議員。

〔10番 浅見武志君発言〕

◇10番（浅見武志君） 私の同級生が農協の理事をやっておられて、大分気にかけていて、どうしたのだと言われて、一生懸命やっているよという話で、今の課長の話だと順調に行って2年になってしまいますものね、どう考えても。

それで、その中であとは商工会との連携というので、商工会長も副会長も私の同級生でありまして、一緒によく話をして、前回の課長さんのときも一緒に呼んで、やはり町ぐるみでやらないと駄目だと

いうことで、商工会長とか副会長と会って、一番の問題は町内の飲食店が扱ってくれるか。ボトルをキープして、それを小売で売ってくれるかとか、あとはこの間の前回の会議で出たのは、ボトルのデザインをいいものにしないとなかなか手にとってもらえないし、お土産として買っていただけないというのと、あとラベルのデザインです。ラベルのデザインを前回の1年前くらい、2月か3月までやっていたのですけれども、ラベルのデザインを県立女子大学の人をお願いして、あっ、すごいというようなボトルで買い求めてくれるような。今ボトルも結構ラベルがしゃれていたりとか、ワインなんかもボジョレー・ヌーヴォーなんかのワインとか、いろんなボトルもしゃれていて、あっ、何かおいしそうだなとかというのでボトルを購入する人もいますので、やはりそういったものをもうちょっと商工会を中心に、またそれも検討していただきたいと思うのですが、その辺について。

◇議長（石内國雄君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 武士浩之君発言〕

◇経済産業課長（武士浩之君） お答えします。

農協もそうですけれども、商工会との連携というのは必要かなと思っています。特に、お話があった飲食店に取り扱ってほしいというのは、これをせっかく作って誰も飲まない、買わないでは、これは全く無駄なものになってしまいますので、ぜひとも商工会との連携を取って、町内を中心に、町外もそうですけれども、取り扱っていただけるように連携を取っていきたいというふうに思っております。

その際には、やはりその商品の魅力というのは絶対必要になってくるかなど。味については、見ておいしいお酒というのは分からないので、先ほど話があったとおり、デザインだとかラベルとか、そういうところで皆さん引きつけられて、手に取って、そして購入していくというふうになっておりますので、町が関与したデザインというのは恐らくつまらないデザインになるのかなというふうに思いますので、先ほどあった県立女子大生と連携するだとか、そういったような提案をタムムラデリカさんのほうにしてみたいなというふうに思っています。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 10番浅見武志議員。

〔10番 浅見武志君発言〕

◇10番（浅見武志君） そういった魅力ある商品を作ってもらいたいなと思います。

私、1週間たたないけれども、忘年会でちょっと片品村へ行って、片品村の道の駅に寄ったり、昭和村の道の駅に寄ったり、道の駅まえばし赤城に寄ったり、川場村も行ってきたのです。川場村へ行ったら、やはり水芭蕉というお酒がもうコーナーで置いてあって、みんなお客さんが買って行くのですね、あの水芭蕉。あと、何か日本一おいしいヨーグルトとかというので、あそこで買っていかれたり、飲んでいる方がいっぱいいたり、あとはあそこで作っているパンがおいしいので、パンを買ったり、あと川場村だとおにぎりですか、おにぎりなんかも売っていて買っておりますので、やはりこの

焼酎をふるさと納税の返礼品にしていくためには、前回は出たのですが、補助金の制度はどういったものが使えるのか、使えないのか、それについてはどんな感じでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 武士浩之君発言〕

◇経済産業課長（武士浩之君） お答えします。

この麦焼酎を作る際に町からの支援として、補助金を検討する一つとして、担当課は違うのですが、ふるさと納税返礼品の製造に関する事で支援ができるというふうに伺っています。その条件として、玉村町で取れるものを使うということと、1回限りのような商品ではなく、反復、継続していくようなものでなければというところ、これについてもタムラデリカさんに伺ったときに、例えば腐るものではないので、2年、3年に1回作るのもいいのかなんていう話の中で、デリカさんのほうから、いや、毎年製造をしていきたいと。量についてはどうなるか分からないけれども、反復継続して商品を販売していくというような話を伺いましたので、これであればふるさと納税返礼品の支援のほうの補助金の対象になっていくのではないかなということ、担当課のほうにはそういったことを今しているということはお話をしてありますので、ぜひこの支援の補助金が見えるような形で開発できればというふうに思っています。

◇議長（石内國雄君） 10番浅見武志議員。

〔10番 浅見武志君発言〕

◇10番（浅見武志君） ありがとうございます。私の夢では、来年の2月には飲めるのではないかと考えていたのですが、それが検討課題で、取扱店も大分いい反応だったし、あとは農業関係者も商工会の方々もそういったものに興味を示して、やはり地場のブランドをつくっていこうということには協力はしてくれると思いますので、そういった連携をして、魅力ある特産品を商品化してもらえればと思っておりますので、期待しておりますが、よろしく願いいたします。

次に、4番目の旧両水周辺開発なのですが、今年の3月の所管事務調査で都市建設課から総務経済常任委員会に提出された資料によりますと、令和5年から6年が農林調整、6年から7年が都市計画手続、7年から8年が民間開発、令和9年頃には営業開始という形でここには載っているのですが、先ほどの答弁の手続でいくと予定どおりなのかどうか、その辺について課長にお聞きします。

◇議長（石内國雄君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 原田英樹君発言〕

◇都市建設課長（原田英樹君） お答えいたします。

市街化区域の編入につきましては、定期的な編入になりますが、5年に1度県下一斉で行われます。群馬県全体ですので、大分地区数が多くて、玉村町では既に農林調整を始めておまして、スムーズにいった場合で、先ほど議員さんのおっしゃったスケジュールでいくと思います。ただ、県下一斉で地区が大分多いものですから、どこかが例えば農林調整だとか、都市計画の手続、そういったところ

で遅れてしまいますと、一斉に全部遅れてしまうという形になります。したがって、今のスケジュールにつきましては全ての地区が順調にいった場合、このくらいで営業開始ができるのではないかとこのスケジュールとなっております。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 10番浅見武志議員。

〔10番 浅見武志君発言〕

◇10番（浅見武志君） 私もこの旧両水のところは何回も何回も一般質問して、やはり農転が一番難しく、西側の道路に接していないと商売としては難しいかなど。また、あその土地は中央にあるわけです、玉村町の。町長も、にぎわいを創出するような、そういったまちづくりを真ん中でしたいと言っておりますので、また私がちょうどこの一般質問を考えたとき、ポストにこんなものが入ってまして、町長のマニフェストと申しますか、来年に向けての公約にも旧両水地域周辺を商業系エリアとして展開し、生活の利便性向上と活気あるにぎわいの地域をつくりたいと申しておりますので、町長に抱負を聞かせていただければと思っております、よろしく申し上げます。

◇議長（石内國雄君） 町長。

〔町長 石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君） これは、私が就任直後から話が進み出しまして、比較的スムーズにしているのだと思います。それでも3年から4年かかってしまうと。農林調整から市街化区域編入、除外まであるわけです。それが7年というところまで来て、スムーズにいけばあの辺がいろんな買い回りの日常使うものを、伊勢崎市、高崎市、前橋市まで行かないで買いに行けるような状況が354バイパスの周辺に来るということで、町の元気になるのではないかと申して、私自身期待しています。

◇議長（石内國雄君） 10番浅見武志議員。

〔10番 浅見武志君発言〕

◇10番（浅見武志君） ちゃんとよく計画どおりやっただけであれば令和9年にはできますので、私もぜひともやっていただきたいなと思います。

次に行きます。道の駅南側の観光交流拠点のところなのですが、これも都市建設課から3月の所管事務調査で総務経済常任委員会に提出された資料を見ますと、令和4年は公園基本構想、企業へのサウンディング調査を実施、令和5年サウンディング調査の結果により事業実施の可否を決定するとなっておりますが、この可否は令和5年ですので、事業許可はどうなっているのか、その点についてお聞きしたいのですが。

◇議長（石内國雄君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 原田英樹君発言〕

◇都市建設課長（原田英樹君） お答えいたします。

今年度繰越し事業で可能性調査を11月末まで実施しました。その結果が出ましたので、今現在、

内容を精査しているところでございます。事業の実施が決まれば、農業振興地域からの除外、その後、都市計画決定を行いまして、進んでいくような形になりますので、こちらもスムーズにいくように取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 10番浅見武志議員。

〔10番 浅見武志君発言〕

◇10番（浅見武志君） 計画でいくと、先ほどの話では、出来上がりは順調に来た場合、早くて何年くらいですか。やはり農転が一番の問題だということは分かっていたのですけれども、その辺については。

◇議長（石内國雄君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 原田英樹君発言〕

◇都市建設課長（原田英樹君） お答えいたします。

まず、やはり農振除外と、あと都市計画の手続、こちらがまず最初に必要になりますので、こちらが1年ちょっとかかるのかなと思います。Park-PFI制度というのが、公募して事業者を決めるような形になりますので、どういう公園にするかというような仕様書を作りまして、業者のほうにそれを投げかけて手を挙げていただくという形になります。公募したりする準備がやはり一、二年かかるかなと。その後、業者が決まりましたら、業者のほうで公園の基本設計をするのか、それとも町が全体を設計して一部を業者にやってもらうのか、その辺のこともございますので、そちらにやはり時間がかかると。その後、やっと工事に着手をするという形になりますので、結構時間はかかりまして、来年から始めたとしても六、七年ちょっとかかってしまうかなというような状況ではあります。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 10番浅見武志議員。

〔10番 浅見武志君発言〕

◇10番（浅見武志君） 六、七年は長いです。玉村町は何をやっても線引きの問題だとかいろいろあるのですけれども、また町長の公約というか、マニフェストなのですけれども、道の駅玉村宿南側の都市公園Park-PFI構想3.9ヘクを実現し、交流人口を増加させ、にぎわいを創出しますと提言しているので、町長、私は4年以内に頑張ってやっていただきたいのですが、その辺についての抱負も一言お願いできれば。

◇議長（石内國雄君） 町長。

〔町長 石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君） これは、高崎市が大分いろんな形で企画してきますので、そのこともいろいろ勘案しながらの計画になると思います。そしてまた、地主の同意、農林調整等かかってくるので、それはできるだけ早いうちがいいと思いますけれども、そこはもう最大限努力していきたいと思いま

す。

◇議長（石内國雄君） 10番浅見武志議員。

〔10番 浅見武志君発言〕

◇10番（浅見武志君） やはりあそこのところの道の駅は、高速道路で言う玉村町の玄関口となっていますし、高崎市もあそこは玄関口となっていて、あそこにいろいろなものが、高崎市側もできます。やはりあそこのにぎわいがないと、あそこで下りてくれないことには道の駅にも寄ってくれないし、玉村町を通過してお金を落とすこともないですから、やはり、あそこの玄関口でにぎわうまちづくりをしていかなければならないと私も考えております。

町長には、高崎市とよく協議をして、協力し合って、議員もそうなのですが、高崎市の市会議員とよく相談をしながら、あそこは工業団地もできます。公園構想もあります。高崎市側もあります。やはりいろいろと年に1回くらいは協議をしながら開発を進めていければと思いますので、町長には極力頑張ってください、また私どもも一生懸命応援したいと思います。

最後の質問になります。最後は、東部工業団地北東地区についてでありますけれども、これは地元説明会は行ったのでしょうか、行っていないのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 原田英樹君発言〕

◇都市建設課長（原田英樹君） お答えいたします。

こちらの事業につきましても、今年度計画を検討しています区域の概略設計のほう、今現在実施しております。そちらの概略設計の中で雨水をどういうふうに調整池に持っていくか、調整池の場所をどこにするか、またその区域内の道路をどういうふうに配置するかとか、そういったようなことを検討しております。そのほか様々な課題がございますので、まずはそういった課題を整理しまして、その課題が整理して区域がおおむね決まりましたら、その時点で地元説明会をしたいと考えております。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 10番浅見武志議員。

〔10番 浅見武志君発言〕

◇10番（浅見武志君） これまた町長のマニフェストに、さらなる企業誘致のため東部工業団地を拡張しますと断言してあったので、私としても次の4年の任期の間に目鼻をつけていただきたいと思ひまして、町長に一言最後をお願いできればと思います。

◇議長（石内國雄君） 町長。

〔町長 石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君） もちろん東部工業団地のところも長くなっています。あそこにはいろんな企業が来て、玉村町の雇用とか税収に対して大きな力を発揮していただいているので、あのエリアを一段と開発して、大きな経済力の拠点となることを強めていきたいと思っています。ところがやはり

開発は時間がかかります。板井の工業団地だってここまで来るまでには六、七年くらいかかっていますから。そういう意味において、両水跡地も4年でここまで。本当にかかります。だから、本当にきちんと計画的に行っていく。そして、町全体が満遍なく住みやすくなっていくという状況をつくっていくことが行政の課題だと思っていますので、こちらもしっかり頑張っていきたいと思います。

◇議長（石内國雄君） 10番浅見武志議員。

〔10番 浅見武志君発言〕

◇10番（浅見武志君） コロナで3年間経済が衰退し、飲食店なんかも大分潰れたり、廃業していった方がたくさんいて、会社ではいい会社もあるけれども、ほとんどの会社が厳しい状態の冬の時期を過ごしておりました。だから、ここで議員もそうですし、役場の職員もそうですし、町長もそうですが、一枚岩となって、本当に玉村町活性化のために、先ほど私が出した一般質問を成し遂げていただければと思います。

これで一般質問を終わりにします。

◇議長（石内國雄君） 休憩いたします。午後2時に再開します。

午前11時30分休憩

午後2時再開

◇議長（石内國雄君） 再開いたします。

◇議長（石内國雄君） 次に、6番月田均議員の発言を許します。

〔6番 月田 均君登壇〕

◇6番（月田 均君） 議席番号6番月田均です。議長の許しを得ましたので、通告書に基づき一般質問を行います。

先月中旬、スマホが壊れた。電源が入らない。画面が真っ黒。充電不足かなと思い充電器に接続。しかし、全く動かない。仕方なく携帯ショップに翌日出かけた。壊れましたねと言われ、新しいもの見積りを見せられた。現状より大分高く、不満の顔をしたら、修理または同機種への交換も可能との返事。そこで交換することにした。翌日新しい携帯電話が届いた。データのバックアップを取っていなかったのが、大変なことになると心配したが、幸いリモートサポートの契約をしていたので、私のスマホを電話先の女性のサポーターにリモートで操作してもらい、1時間半ほどかけ、何とかデータの移動もでき、今までと同じように使えるようになった。スマホが壊れてから使えるようになるまでの2日間の生活。電話もメールもできない。ラインの連絡も分からない。最新のニュースも分からない。明日の天気も分からない。フェイスブックで知り合いの様子も分からない。写真も撮れない。今週の計画も分からない。朝の目覚ましも鳴らず、寝坊もした。全く不便な生活だった。スマホを便

利に使っていたのだと思うと同時に、今の社会、デジタル化に大きくかじを切っていることを改めて強く感じた。

そこで、第1の質問、行政のデジタル化への取組について。パソコンが普及して30年。インターネットが普及して20年。スマートフォンが普及して10年。今年になって生成AIが登場した。デジタル化の勢いは加速している。IT、ICT、IoT、RPA、AI、DXなど、新しいデジタル用語が次々に登場してくる。私たちの生活も変わったが、役場の業務もデジタル化で大きく変化したと思う。

先日、庁舎内でGIS、地図情報システムを見る機会があった。農地の白地、青地、またその変化の経緯を簡単に正確に見ることができ、デジタル化の効果を実感した。役場の中で様々な部門でデジタル化を進めてきたと思うが、町はパソコンが普及してからこれまでどのようにデジタル化を進めてきたか。そして、どのような成果が生まれたか。今後どのように進めようとしているか。役場の中、役場と住民の間、さらに教育現場、それぞれについて伺う。

第2の質問、庁内の石碑の調査について。今年6月の第2回定例会時の一般質問で、地域の歴史を後世に残すための取組を進めるよう提案した。町からは、地元の歴史を後世に残すことは大変意味のあること。地域の歴史を後世に残す取組等への支援に努めていきたいとの回答であった。私の暮らす下之宮区では、10月から有志が集まり、下之宮の歴史づくりの活動を始めた。まずは、昔の写真集めから始めた。その写真の中に下之宮の開田記念碑の写真があった。写真の下には、昭和10年10月24日除幕式と青色の万年筆で書かれていた。90年ほど前、下之宮の村民が人力で林や畑を開墾し、水田に作り替えたときのことを記載した記念碑の除幕式の写真だった。背広を着た主催者と思われる人、そして神主2名、紋付きを着た下之宮の村民、後ろには女性の姿もあり、総勢50人ほどが記念碑の前に写っていた。

別の写真には、おそろいのもんぺ姿の20歳前後と思われる女性20人ほどが石碑の前で横に並び写っていた。こんな若い女性も開田の仕事に関係したのかと驚いた。実は、このもんぺ姿の写真、小さな写真で色も茶色がかってはいはつきり分からなかった。そこで、スマホで撮影し、パソコンで拡大してみた。すると、その中に私の母の姉が写っていた。若い頃の母の姉の写真を見たのは初めてだった。私の知っている母の姉は控え目で優しい人でしたが、写真の中の母の姉ははつらつとして、元気のよさそうな女性に見え、伯母の隠れた面を見たような気がした。また、あの時代は嫁に行った先は姑がいて、小姑もたくさんいて、自分を抑えて生きていたのだな、大変な時代だったとも感じた。

ところで、旧芝根小学校、今はにしきの園になっているが、その前には日清、日露の記念碑、そして聖蹟記念碑がある。町内を回ってみると、いろいろな石碑を見かける。歴史的に価値があるものも多いと思う。町内の石碑についてどのようなものがあるか。石碑という切り口で玉村町の歴史を振り返ってみたらどうか。町の歴史や文化を知ることができるのではないか。新しい発見があるのではないか。魅力発信につながるのではないか。町はこれらをどう考えるか伺う。

第3の質問、今年度実施の第6回フォトコンテストの結果と評価について。第6回玉村町フォトコンが9月に実施された。従来の風景フォトコンテストと異なり、テーマは喜怒哀楽。人物が写っていて、かつ町の魅力をPRできるものとして募集したが、結果はどうだったか。参加者、応募数は増加したか。写真の内容はどのようであったか。町はこれらの結果をどう評価しているか伺う。

以上で第1回の質問を終わります。

◇議長（石内國雄君） 町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 月田均議員のご質問にお答えします。

まず初めに、行政のデジタル化への取組についてお答えします。月田議員がおっしゃるように、一昔前までは役場の事務についても伝票や書類などは職員が手書きをしておりましたが、パソコンやインターネットの普及とともに役場の業務も大きく変化してきました。以前は、住民票の発行や税金の賦課や徴収、国民健康保険といった業務においては、住民や事業者ごとの情報を事務担当課ごとに紙の台帳により管理していましたが、平成2年度頃から住民票を扱う住民基本台帳システムや住民情報を扱う基幹系システムなどのコンピューターの導入が進みました。紙台帳を電子データ化し、システム導入によりデータを集約することにより、情報の管理、確認といった面で事務の省力化が図られました。税金等の口座振替については、平成4年度から開始されたと思われま

す。議員のおっしゃる地図情報システムについても平成12年度から導入され、主に土地の評価や固定資産税の課税、都市計画区域、農用地区域などで活用されており、その土地や家屋に関する情報、属性がモニターで確認できるようになりました。こういったシステムの導入に伴い、求められる機能も徐々に増え、システムや業務もより肥大化、複雑化してきました。また、インターネットが普及し、全国で国主導による高速インターネット網などのICTインフラが整備され、役場内でもネットワーク環境が構築されました。これによりデータ共有ファイルサーバーや玉村町と他自治体間での情報のやり取りなども可能となりました。また、町ホームページやメルたま等により、町民の方々も町の情報を取得したり、国や県とのオンラインによるウェブ会議なども可能となりました。

そして、平成28年からのマイナンバー制度の開始により、マイナンバーを用いた情報連携システムの導入による行政手続に必要な書類の省略やオンラインでの確定申告、全国どこのコンビニでも住民票の写しなどが交付できるコンビニ交付などが開始されています。町のマイナンバーカードの申請率は、10月末現在で約78%まで増加し、健康保険証としての利用や転出届のオンライン申請などでもできるようになりました。今後もマイナンバーカードの取得、利用を推進し、住民の利便性向上につながるよう努めてまいります。

一方、便利になったデジタル化ですが、逆にリスクを呼び込む可能性も生じています。平成27年の年金機構におけるウイルスメール開封による個人情報の流出が大きな問題となりました。また、マイナンバーに関する情報漏えいについての情報も多くありました。情報セキュリティが強化され、

重要なシステムはインターネットから完全分離して運用することになりましたが、情報の管理については十分に注意をしなければならないものと認識しております。

今後の取組についてですが、令和2年に国の自治体DX推進計画が策定され、マイナンバーカードの普及、利用推進のほか、AI等の利用推進、セキュリティ対策の推進などの重点項目が掲げられております。その重点項目の中の一つである令和7年度までに自治体情報システムを標準化・共通化することへ対応するため、基幹系20業務システムを国の作成した全国統一の標準仕様、標準様式に適合したシステムへと移行し、国が提供するガバメントクラウドへの移行を来年度に予定しており、現在その調整を進めております。

なお、教育現場のデジタル化への取組についてと、次の町内の石碑の調査についてのご質問は教育長からお答えいたします。

次に、第6回玉村町フォトコンテストの結果と評価についてお答えします。今年度で6回目となる玉村町フォトコンテストですが、9月1日から29日まで応募を受け付けました。応募結果は、一般部門は計36作品、Instagramでの学生部門は4作品で計40作品、40名の町内外の方々から応募いただきました。このコンテストは、これまでは玉村町の風景をテーマに募集することが続きましたので、今回は新しい試みとして、テーマを喜怒哀楽とし、人物が写っていて、玉村町の魅力をPRできる作品の募集を行いました。前回の応募者数は65名でしたので、残念ながら今回の応募人数は減ってしまいましたが、これは人物写真は難しいというご意見や、人物に撮影の同意は得ていることの提出要件があったことが要因ではないかと実行委員会では推察しているとのことでした。

応募作品の審査ですが、11月25日に行われ、私も審査委員として参加させていただきました。作品数は減りましたが、四季折々で撮影されたすてきな作品がそろっておりまして、特にお子さんを写した写真、ご家族での作品が多かったかと思います。玉村町での心豊かな暮らしぶりが作品にも表れており、とてもいいフォトコンテストになったと評価しております。

なお、受賞者の表彰式は1月13日に行われますが、12月中には入賞作品を町ホームページ上で公表いたします。たくさんの方々にグランプリ作品をはじめ、すてきな入賞作品を見ていただけるよう準備していますので、もう少々お待ちいただければと思います。

◇議長（石内國雄君） 教育長。

〔教育長 角田博之君登壇〕

◇教育長（角田博之君） まず初めに、行政のデジタル化への取組について、教育現場の状況についてお答えします。

玉村町の小中学校においては、これまで教職員の業務と児童、生徒の学習の両面からICTを効果的に活用するための環境整備を行ってきました。教職員の業務の面では、平成21年度に全小中学校に校務支援システムを導入以来、児童、生徒に対する情報管理をはじめ、町内の学校、教育委員会が情報伝達等を一元化して行うことができるようになるなど、大幅な業務の効率化につながっています。

また、児童、生徒の学習環境の面では、令和2年度から国のGIGAスクール構想により、1人1台のICT端末や大型拡大モニター、ネットワーク環境等の整備を推進してまいりました。これにより、情報収集をはじめ、互いの考えを交流したり、学校外の人々と遠隔でコミュニケーションを図ったりするなど、学習方法の選択肢が広がり、児童、生徒の学習意欲や理解を高めています。

今後は、クラウド環境を活用した教職員のさらなる業務の効率化や、デジタル教科書や学習アプリ等を活用し、児童、生徒の個別最適な学びや協働的な学びを支援する環境をより一層充実してまいります。

次に、町内の石碑の調査についてお答えします。町内の石碑の調査については、石仏などの調査も含めまして、当時の町誌編さん室により昭和60年から平成16年にかけて約20年間行われました。その調査成果は、平成17年に玉村町誌別巻として「玉村町の石造物」にまとめられております。それによりますと、石碑には開田、用水、句碑、災害、戦争関係など、実に様々な石碑が町内にあることが確認できます。

言うまでもなく、石碑は当時の大きな出来事を人々が後世に残したいという思いから建てられたものです。したがって、石碑からは、その建てられた土地でどのようなことが行われたのか、起こったのか知ることのできる貴重な歴史資産と認識しております。こうした石碑や石仏など、町内には様々な貴重な石造物があることを多くの人に知ってもらうため、町では平成14年度に歴史資料館にて玉村町石造物写真展を開催しました。開催期間は、平成14年7月20日から8月11日の23日間でしたが、552人という多くの入場者があり、好評を得ました。

現在でも石碑に関心を寄せる人も多いことから、歴史資料館において石碑を知ってもらうための企画を行いたいと考えております。また、魅力発信という観点から、町内の散歩コースの立ち寄り地点や町の観光スポット、歴史を学ぶスポットとしての石碑の活用について研究してまいりたいと思います。

◇議長（石内國雄君） 6番月田均議員。

〔6番 月田 均君発言〕

◇6番（月田 均君） では、自席から質問します。

役場内のデジタル化ということでいろいろ話は聞いたのですが、今の最新のAIの取組というのをちょっと聞いてみたいと思うのです。例えばよく新聞に出てくるのですが、10月9日の新聞に人工知能を使った議事録作成を県が始めているということで、録音した音声をインターネット経由で文字にするサービスを活用しているということで、文字起こしにかかる時間が3分の1にできたという報告がありました。また、前橋市では10月26日からチャットGPTを本格活用したというニュースもあったし、10月28日には文部科学省が学力テストを2025年度から中学理科でパソコン端末を利用して出題、解答するという新方式に変えるという話がありました。県内のほかの市などは、生成AIに取り組むという話が出ていますけれども、玉村町に関しては特に今話題に出ている生

成AIについて、活用についてはどのように考えているか、お聞きします。

◇議長（石内國雄君） 企画課長。

〔企画課長 齋藤 恭君発言〕

◇企画課長（齋藤 恭君） お答えいたします。

生成AIということで、いわゆるチャットGPTというものが主なものというふうに思っておりますけれども、現状ですと玉村町役場の職員、8月1日から自分のパソコンで活用できるような形を取っております。利用する環境そのものは整っているという状況でございます。

◇議長（石内國雄君） 6番月田均議員。

〔6番 月田 均君発言〕

◇6番（月田 均君） では、特に遅れはないというふうに感じているわけですが、たまたま今日うちでお昼を食べていてパソコンを見たら、総務省の旗振り役の役員とNTTデータの経営研究所の対話がありました。そこで出たタイトルは、デジタル化だけでは超危険と、地方自治体のDX、デジタルトランスフォーメーション、アナログ併用が必須の深刻根因と書いてあったのですけれども、どうしてもデジタル化一本で進めるところもあるのですけれども、それではうまくいかないということを指摘したと思うのですけれども、その中で私はアナログ併用とは何かと考えた。そうしますと、役場に入ると住民課で住民票とか印鑑登録証明書とかあいう証明書がもらえるのですけれども、それはコンビニでももらえるということで、どちらに行ってもいいのですけれども、私はつくづく思うのですけれども、何も知らない人がコンビニに行って住民票をあの機械から取るのは結構ハードルが高いなという感じで、できればコンビニと同じ機械を住民課の前に置いて、来たらそこでやってくださいという、そういうことをやれば、次からはコンビニでどんどん使えるようになるので、そういったことが一つのアナログ的な、デジタルなのだけでも、アナログ的な併用になるのかなと思って感じたのですけれども、その辺はどうでしょうか。あそこの住民課の前にコンビニと同じような機械を置いて、来たらそこでやってと言えば、次回以降、ほかの人はみんなコンビニで取得するようになると思うのですけれども、いかがでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 住民課長。

〔住民課長 丸山智志君発言〕

◇住民課長（丸山智志君） お答えいたします。

住民課の前に機械を導入したらどうかということかと思うのですけれども、それにつきましては費用もかかりますし、そこで教えるとなると、その分また人材が必要になってきますので、なかなか難しいかなと思います。私もマイナンバーカードを持っていますが、コンビニで取ったことはありません。しかし、けれども、いろいろ聞いてみると、そこまで難しくないということですので、指示に従って操作をしていけば簡単に取得できるということでもありますので、そちらのほうを活用していただければと思います。今のところ町のほうでそこに機械を導入するということは考えておりませ

ん。

◇議長（石内國雄君） 6番月田均議員。

〔6番 月田 均君発言〕

◇6番（月田 均君） その機械を導入するとどのくらいコストがかかるのですか。全国どこのコンビニもあるのだけれども。

◇議長（石内國雄君） 住民課長。

〔住民課長 丸山智志君発言〕

◇住民課長（丸山智志君） 申し訳ございません。今その金額については把握しておりません。

◇議長（石内國雄君） 6番月田均議員。

〔6番 月田 均君発言〕

◇6番（月田 均君） 私も恥ずかしいので、まだコンビニで取ったことはないのですが、やはりコンビニに行っても店員に聞くわけにいかないし、どうしても役場に行ってしまうことなので、一つの案とすれば、そこに書いてあるように、地方自治体のデジタルトランスフォーメーション、これはアナログが併用だということは、そういう面倒を見るということだと思っております。だから、そういう面で研究課題として取り上げてもらいたいと思います。

続いて、学校教育課のほうから学校のデジタル化について説明がありました。私は感じるのですけれども、少し話は変わりますが、今の学校は不登校の子がいます。いろいろいじめだとか家庭環境というのがあるのですけれども、私なんかの子供のときも学校に来なくなってしまった人がいたのです。何かというと、私は思い出すのですけれども、担任の先生が怖くて学校に来られなくなってしまったということなのです。最初怖い先生がいたのですけれども、私、その先生に「均ちゃん、ちょっと迎えに行ってくい」と言われたので、用務員さんから自転車を借りて迎えに行ったことがあるのですけれども、「そうだよな、学校へ行きたくなくなるよな」と思いながら迎えに行きました。

それで、私が小学校の年ですから、ずっとたって、40歳くらいのときにその先生の講演会が芝根小学校であったのです。私も行ったのですが、ただあまりにも怖い先生だったので、私の同級生は誰も来なかった。ただ、結構人が入っていて盛況だったのですけれども、その先生が話をしていたのだけれども、当時学校の先生になった頃、何を教えていいか分からなかったというのです。確かに当時太平洋戦争の頃、小学生か中学生だったと思うのですけれども、愛国教育を受けていて、卒業して先生になったら民主教育だということで、教え方が分からなかったということで、先輩の先生に聞いたというのです。そうしたら、その先輩の先生が女の先生だったのだけれども、外を見ながら、あれを見なさいと。外で遊んでいる子は教室と違うものが見えるのだと。そういうものを知ることが一番教育で大切だと言われたということで、その先生はいいことを言ったなと私は感じているわけですがけれども。

そういえば私が小学校の頃は、学校の授業もあったのですけれども、今日は天気がいいから烏川に

遊びに行こうとか、五料の松林にフクロウがいたというので、フクロウを探しに行こうとか、小学校の前に農業用水がありまして、秋になると水が少なくなるので、そこに魚を取りに行ったというような記憶があります。あるとき、非常にアメリカザリガニが取れたのです。それをゆでて、皮をむいて、次の給食で食べたことがあるのですけれども、親はアメリカザリガニは毒だと言っていたのですけれども、食べた甘塩っぱくてうまかったという記憶があるのですけれども、先生はそういう我々の行動を見ていて、教育に活用していたのかなと今思いますけれども、教育長に伺うのですけれども、今GIGAスクールという構想に基づいてデジタル教育を一生懸命やっていると。前、芝根小学校に行ったときかな、授業を見たことがあるのですけれども、子供がタブレットを見ながら楽器を弾いているのです。そういう話は聞いたことがありますが、実際見て驚いたのですけれども、なかなかそっちのほうが進んでいるなという気がしたのですけれども。若い先生なんか、タブレットとかパソコン、スマホは全く抵抗なく使われているという話も聞くのですけれども、子供の本当の中身を見ようか、動きというか、そういう教育は今本当に行われているのかなということなのです。教育長は、その辺はどうに考えているか、お聞きします。

◇議長（石内國雄君） 教育長。

〔教育長 角田博之君発言〕

◇教育長（角田博之君） 子供たちをどのように育てていくかというところだろうと思うのですけれども、議員のおっしゃるとおり、教師が子供たちのことをよく見る。そして、子供たちのことを知るということは教育の一番大事な出発点かなというふうにも思っています。

子供たち、これは時代の流れということもあるのですけれども、端末を使っていろいろやっていくということは、私は必要なことだと思いますけれども、ただそれだけで子供たちの教育ができるかという、私はできないと思っています。使える部分ではICT端末を大いに使っていくと。しかし、それはあくまでも手段であって、目的ではないわけです。その端末を使っていろいろ調べたりして、それをどのように自分のものとしていくかと。そして、何のためにそれを使っているのかということ子供自身がしっかりと自覚をしてやっていくことが必要だろうというふうに思います。

今デジタル教科書ということも出てきておりまして、実際使用もしていますけれども、流れとしてはこれからデジタル教科書の方向に進んでいこうと、国もそれを示しています。しかし、デジタル教科書だけに短い期間でなるかという、決してそんなことはないというふうに思います。私たちが使ってきたような、いわゆる紙の教科書というものもまだまだ併用という形で使われることになるだろうというふうに思います。いずれにしても、子供たちをどのように育てていくのかと。今の子供たちの状況はどういうものなのかということをしっかり把握した上で、いろいろな場面で使える端末は使っていく。使わなくてもよい、使わないほうがよい場面も人間教育ですから、私はあるというふうに思っております。

◇議長（石内國雄君） 6番月田均議員。

[6番 月田 均君発言]

◇6番(月田 均君) では、学校教育課長に聞きたいのですけれども、もうちょっと教育長よりは現場に近いと思うのですけれども、実際にはどんなことで行われているか、お聞きします。

◇議長(石内國雄君) 学校教育課長。

[学校教育課長 根岸真早子君発言]

◇学校教育課長(根岸真早子君) 具体的な実際の教育活動というところでお答えするのでよろしいでしょうか。

現在1人1台端末ということで、もう子供たちは本当に自由自在に使えるようになってきております。ただ、今教育長からもありましたように、あくまでも手段の一つ、文部科学省では文房具のように使うというようなことでこのGIGAスクール構想が始まっております。まさに今は大分授業の中でも、または子供自身が自分の学びという点で調べたいことを調べたり、興味を持ったものを自分で編集したりとか、そういったことも自由に行えている状況です。

ただ、玉村町、今非認知能力の育成ということで重点を置いております。目指す子供像として、自ら考え判断し、自ら行動できる子供というところで目指す子供像に向けて非認知能力というのを重点として、今各学校で教育活動に落とし込んで、教職員も学力でははかれない協調性ですとか意欲ですとか粘り強さ、好奇心、そういったものを社会性とか、たくさんの非認知能力はあるのですけれども、そういった力をその教育活動を通してどうやって伸ばしていくかというところを大事にしながら活動していこうということで、教職員で共通認識を図って進めているところです。ICTは本当にその一つの手段で、もちろん対面での本当に人と人のぬくもりも大事にした活動ということも大事にしながら進めているところです。

◇議長(石内國雄君) 6番月田均議員。

[6番 月田 均君発言]

◇6番(月田 均君) 今非認知能力と言っていました、私はあまりよく分からないのですけれども、それはICTとは別なものなのですか。同じようなものなのですか。

◇議長(石内國雄君) 学校教育課長。

[学校教育課長 根岸真早子君発言]

◇学校教育課長(根岸真早子君) 非認知能力というのが、テストでははかれない、点数でははかれない、豊かな心を育む上で必要な社会を生き抜くのに必要な力ということで、具体的には先ほど申し上げたようなやり抜く力とか、みんなで助け合うとか挑戦するとか、そういった力のことなのですけれども、ICTを活用してとなりますと、ICTを活用しながら探求学習、子供たち同士でいろんなことを、例えばよい学級にするためにどういうふうにしていったらいいかというような協議の場で意見集約をするときにICTを活用して協議をしたりとか、交流を図ったりというような、本当に手段として使いながら、今までは手を挙げた子の意見が主流になっていたものが、ICTを通すと全ての

子供たちの意見がお互いに共有できるという利点もありますので、そういったような活用の仕方を通して、最終的にはみんなで何かを解決していく力とか、そういったところにつながるように活動の中に利用しているというようなことになります。

◇議長（石内國雄君） 6番月田均議員。

〔6番 月田 均君発言〕

◇6番（月田 均君） 幾らか分かるようになりました。

続いて、石碑なのですけれども、写真展もあったということなのですが、たしか、あの辺は江戸時代以前のもが多かったという感じがしているのですけれども、信仰に関係する部分が多いとは思いますが、明治以降の石碑というのは歴史を表すものだと思うのですが、明治以降の石碑についてはどのようなものがありますか。

◇議長（石内國雄君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 宇津木雅彦君発言〕

◇生涯学習課長（宇津木雅彦君） お答えします。

明治以降ということですが、一例を挙げますと、角瀧の軍配山古墳の頂上には昭和5年の発掘を記録した碑があったり、福島にはカスリーン台風の水害の復旧碑があったり、下新田には旧滝川の碑文、飯倉には日清、日露戦争の碑があったりします。また、同じ飯倉なのですけれども、多くの人に養蚕の技術を教えたという明治時代の清水翁記念碑などがあります。

◇議長（石内國雄君） 6番月田均議員。

〔6番 月田 均君発言〕

◇6番（月田 均君） 先ほど軍配山という話が出ましたけれども、軍配山へ登ると非常に四方がよく見えて、景色がいいので、私は年に何回か登るのですけれども、そういえば石碑があったかなという感じで、今度登るときにはよく見てみたいと思うのですけれども、自分の住んでいる近くの石碑に興味を持つということは大事なことだと思うのです。生涯学習課長なんかはどんなことがありますか、近くで。自分で知っている範囲で。

◇議長（石内國雄君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 宇津木雅彦君発言〕

◇生涯学習課長（宇津木雅彦君） お答えします。

正直申し上げて、これまで私はあまり関心がなかったのですが、よく知らないのですけれども、私が住んでいる上陽地区で言えば、上樋越に嚮義堂があり、嚮義堂の設立を刻んだ江戸時代後期の記念碑があります。実は、このことも課長になって初めて知ったのですけれども、刻んであるものを説明してもらったところ、この嚮義堂はお坊さん以外誰でも学んでよいということが書かれていると教わりました。非常に面白く感じました。当時の国学の影響でそんなことが書かれたということだったらしいのですが、これも石碑がなければ嚮義堂も普通の空き家にしか見えない建物であり、嚮義堂の歴史を

語るととても貴重な石碑だと感じました。いろんな石碑に書かれたことを読み解くのも新しい発見があるものだと感じています、今は。

◇議長（石内國雄君） 6番月田均議員。

〔6番 月田 均君発言〕

◇6番（月田 均君） 今、嚮義堂の話が出ましたけれども、私は嚮義堂というのは議員になってから初めて聞いたのですけれども、ただ私が高校のときはあそこの嚮義堂の横を自転車で通っていたのです。あの辺の近くに行くと大きな瓦屋のうちが多かったのですが、なぜかあそこに行くと平屋の赤い塀で、ちょっと小ぢんまりとしたきれいなうちがあるなという感じで見ていましたけれども、あれが嚮義堂という昔の勉強した学校だったというのは私は知りませんでした。ただ、あの近くは何かよく覚えています。こぎれいなうちがあるなということで、それが嚮義堂だったということでした。

玉村町の歴史資料館に行ってみると、入り口に玉村町文化財通信という資料があるのです。見た人もいるかと思うのですが、そこにちょっとそこまで古（いにしえ）探訪というところで、これは動物を題材にした玉村町にある歴史資料を紹介しているのです。これは非常に面白い企画だと思うのですが、これはどうしてこういう企画が出たかは生涯学習課長、分かりますか。2年くらい前から発行されているというか、置いてあるのですけれども、あの入り口に。その経緯が分かれば。

◇議長（石内國雄君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 宇津木雅彦君発言〕

◇生涯学習課長（宇津木雅彦君） 文化財通信の玉村町歴史どうぶつ散歩の記事の中では、石碑と絡めた内容もありました。歴史的な価値の高いものが石碑にはありますので、今後機会を見てそういうものも発信していきたいと考えます。

◇議長（石内國雄君） 6番月田均議員。

〔6番 月田 均君発言〕

◇6番（月田 均君） ぜひ、古（いにしえ）探訪というところの資料というか、その紙面にいろんな石碑があるので、それも取り上げてもらえれば、またどうぶつ散歩とちょっと違う、石碑にはたしか動物は書いていないのだけれども、ほかの人も興味を持ってもらえるのかなと思って、ぜひそういったことで進めてもらいたいなというふうに考えています。

あと、続いてフォトコンテストです。大分数が少なくなっているという報告がありましたけれども、これは理由は人物が難しいとか、人の写真なんで難しかったということだったのですけれども、これはなぜ今回中身を今までと比べて変えたのですか、これは。

◇議長（石内國雄君） 企画課長。

〔企画課長 齋藤 恭君発言〕

◇企画課長（齋藤 恭君） フォトコンテストにつきましては、これまで玉村町の風景というところで募集をしていたところでありますけれども、今年度につきましては風景、あらかたのいいところと

いうのは大体撮られて送られてきたのではないかということも含めまして、喜怒哀楽というテーマに変更し、募集を行ったというふうに考えております。

◇議長（石内國雄君） 6番月田均議員。

〔6番 月田 均君発言〕

◇6番（月田 均君） ほかの市町村というか、比べてみると、玉村町はまだ6回なのですけれども、例えば藤岡市なんかは39回、約40回くらいやっているのです。伊勢崎市も18回、前橋市なんか45回くらいやっているということで、それもテーマは大体ほとんど変わっていません。風景がほとんどで。

伊勢崎市を見ますと、四季折々の自然風景、観光施設、文化財、祭りの風景、イベント、花火大会などを題材として出してくれということをやっているのです、先ほどの課長が話しました、もう全部出ていると言っていますけれども、それは季節も変われば、そういうことはないと思うのです。5キロ四方の小さな町なのかもしれないけれども、見方によっては幾らでも新しい写真があるので、その辺、前聞いたのだけれども、同じものが出ているから、もういいのではないかとか、そういう話がよく出ているのです。だんだん、だんだん応募点数も減ってくるということだったので、ただ人口3万6,000で5キロ四方だから、小さなところだから、それはほかの伊勢崎市だとか藤岡市、前橋市なんかと比べれば人数の割には小さな面積、小さな人口の割には応募点数が多いと見ているのですけれども、その辺町はフォトコンテストに対して今後どうに考えているか、聞きたいのです。

◇議長（石内國雄君） 企画課長。

〔企画課長 齋藤 恭君発言〕

◇企画課長（齋藤 恭君） フォトコンテストにつきましては、玉村町でも今年6回ということであります。

町の魅力、玉村町にお住まいの方がご自身の身近なところにある魅力について写真に収めて送っていただけるというところで、魅力の再発見という意味合いも含めて始めたのではなかろうかというふうにも思っております。ほかの自治体のお話も出ましたが、ほかの自治体につきましては多くが観光協会、あるいは物産、温泉の協会が主体となりまして、募集をしているところが多いものかと思っております。これは、写真を通じて今お話のように、その地域に訪れたい、あるいは興味を持っていただくというような写真の募集ということでほかの自治体も行っているものと思っております。

玉村町におきましても、今回人物といいますか、喜怒哀楽というテーマでの募集ということになっておりますので、今回このような数字になっておりますけれども、これからまた来年度以降、やる、やらないという話はまた予算も絡んでまいりますので、この場でどうこうというお話まではできませんけれども、そうしたご意見も踏まえまして検討させていただければというふうに思っております。

◇議長（石内國雄君） 6番月田均議員。

〔6番 月田 均君発言〕

◇6番（月田 均君） ちょっと気になる点がある。今回1人1点です。沼田市なんかは10点なのです。前橋市も10点まで。藤岡市は1人何点と限度なしということ。でも、大体3点くらいな感じがするのですけれども。やはり1点というのはあまりにもです。写真を撮ってみていいのは1個だけではないです。その辺を3点、1点というのは難しい、もう一つ考えてもらいたかったなというのが強くあります。

あと、写真の返却なのですけれども、私も実は出したのだけれども、返却は玉村町はしないのです。返さないのです。でも、ほかの市町村はみんな返すのです。取りに来れば返す、ないしはそうでない人は返信用封筒を同封して出してくれとか書いてありますので、やはり取りに行って、なぜ俺が通らないのかと思うではないですか。そのときは、月田さん、ここが悪いよとか、それは言わなくてもいいのだけれども、そういうのでコミュニケーションが図れると思うのです、写真を撮った人と役場の人。だから、そういうのは面倒くさいというか、ちょっと手を抜くという言い方は失礼ですね、フォトコンテストに関しては効率化を図られ過ぎているのではないかという気がするのですけれども、もうちょっと工数をかけていいのではないかと思うのですけれども、どうでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 企画課長。

〔企画課長 齋藤 恭君発言〕

◇企画課長（齋藤 恭君） 今年のコンテストにつきましてはお一人1点ということでの制限をかせせていただいております。昨年度までは特にその制限といったものもなかったのだろうというふうに思っています。

今、月田議員がお申込みされて、実際に写真に対します思い入れといったものもご意見としていただいておりますので、これから来年度に向けましてどんな形にしていけばいいのかというところについて、今参考となるご意見として承らせていただければと思っております。

◇議長（石内國雄君） 6番月田均議員。

〔6番 月田 均君発言〕

◇6番（月田 均君） ぜひ進めてほしいと思うのですけれども。

あと気がついたのは、今まで玉村町が一番いい作品は10万円だったのです。ただ、ほかの市町村を見るとみんな3万円とか5万円なので、今度は玉村町は5万円に下げたから、それでいいと思うのですけれども、どうしても点数と応募した作品を返してもらえないということが、やはり出すほうの人からすると非常に不満だということで、その辺を改善して、特にみますと企画課の中に魅力発信係があるし、また玉村町には魅力発信機構という別な機構もあるので、そういう面で写真を、外に発信する手段としてはフォトコンテストが一番いいと思うのです。ほかに何かあるかといったら、なかなかはないけれども、写真に撮って、よその人が撮ってきて出してくれるというのは非常に効率的な行為だと思うので、ぜひ毎年盛大にやってもらいたいということでお願いして、以上で質問を終わ

ります。

◇議長（石内國雄君） 休憩いたします。3時15分に再開します。

午後2時49分休憩

午後3時15分再開

◇議長（石内國雄君） 再開します。

◇議長（石内國雄君） 次に、2番堀越真由子議員の発言を許します。

[2番 堀越真由子君登壇]

◇2番（堀越真由子君） 2番堀越真由子。通告に従い、一般質問させていただきます。今日は、若い皆さんがこんなにたくさん見えていて、この町の人たちは皆さんのことを思って、皆さんがどうやったら暮らしやすいか、そんなことを日々考えながら仕事をしています。皆さんの心に何か一つでも残るものがあつたらいいなど、そんなことを思いながら一般質問をさせていただきます。よろしく願いいたします。

では、1、玉村町の地方自治についての考えを問う。内閣府が「個性を活かし自立した地方をつくる」と示し、地方分権改革が行われた。これにより、中央集権から地方分権となり、国と地方は対等・平等となった。地方自治法では、第1条の2に「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする」とある。町民の健康と暮らしを守ることを第一とすることが定められているが、玉村町の議場において、住民の命に直ちに直結する問題においても「費用対効果を考えて」や「国が言っているから」、「周辺地域の動向を見て」などの回答が多く見られる。それらの回答は、地方自治法に基づいて適切であるか。

2、玉村町のコンサルタント会社への業務委託についての考えを問う。「地方創生で発生しているコンサルタントバブル」、「地方を滅ぼす名ばかりのコンサルタント」等々、衝撃的な見出しで始まる記事を読んだ。地域の実情に沿ったものではなく、似たような事例を数字だけ変えて体裁を整えるだけの業者も存在すると聞く。玉村町でも「コンサルタントへ依頼している」とよく耳にするが、以下の点について町の実情と考え方について問う。

1、玉村町のコンサルタント会社への委託料について、令和元年から令和4年まで、各年ごとの総額は幾らで、何件委託しているか。また、そのうち500万円以上になる契約は何件か。

2、コンサルタント会社の選定方法はどのように行っているか。また、契約締結前にコンサルタント会社に依頼する内容について、町の情報提供や町の意向をどの程度伝えているか。

3、コンサルタント会社からの提案は、全て玉村町の実情に合ったものか。また、コンサルタント会社から示された内容について、町では精査しているか。

4、コンサルタント会社からの提案が町の実情に合っていなかった場合、その対応はどのように行っているか。

5、コンサルタント会社に頼るだけではなく、町で取り組めるところは専門家、時には住民の意見を取り入れながら、主体的に知恵を出し合い、取り組むことが大切だと考えるが、町の考えはどうか。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 傍聴ご苦労さまです。25日には子ども議会が開催されます。私たちもそのことによって多く学ぶことが本当に毎年ありますので、楽しみにしています。このような感じで玉村町議会、今日から12日までの間で開会されます。

それでは、堀越真由子議員のご質問にお答えいたします。まず初めに、玉村町の地方自治についての考えについてお答えいたします。堀越議員がご指摘されるように、地方自治法に基づく地方公共団体の役割は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施することであり、そのため住民の健康と暮らしを守ることを第一とされています。玉村町でも、この地方分権時代にこの趣旨を深く自覚し、今後の行政運営に生かしていくべき基本姿勢であることをまず認識しております。

しかし、一方で地方自治法には、地方分権時代の中で国と地方の役割分担について規定するとともに、最少の経費で最大の効果を上げるようにしなければならないとも規定されています。玉村町としても、町民の命や健康を守ることを最優先事項としつつも、その中で国と地方との役割分担、最少の経費で最大の効果を上げるという、この地方自治法の趣旨の二律背反ともいべきバランスを心がけながら、適切に対応を図っていかねばならないと考えております。

次に、玉村町のコンサルタント会社への業務委託の考えについてお答えします。まず、1点目の玉村町のコンサルタント会社への委託状況についてですが、令和元年度から令和4年度までの委託件数及び委託料は、土木、建設関係の委託件数が63件で、委託料は総額約3億8,265万円となっており、そのうち500万円以上の契約件数は22件となっております。また、計画調査関係の委託件数が26件で、委託料は総額1億453万円となっており、そのうち500万円以上の契約件数は3件となっております。

次に、2点目のコンサルタント会社の選定方法はどのように行っているか、また契約締結前に依頼する内容について、情報提供や町の意向をどの程度伝えているかについてですが、まず選定においては、玉村町に入札参加資格があり、委託業務内容の実績を重視し、業者を選定しております。また、原則は競争入札に付することとし、競争入札執行に際しては選定業者には事前に委託業務の設計書や仕様書などを提示して、その内容を精査していただいた上で応札していただいております。

次に、3点目のコンサルタント会社からの提案は、全て町の実情に合ったものか、示された内容に

については町では精査しているか、また4点目のコンサルタント会社からの提案が町の実情に合っていなかった場合、その対応はどのように行っているかについてですが、業務委託を実施するに当たり、業務内容について双方で詳細な打合せ協議を行い、町からの要望や意向を伝え、業務を実施しております。また、業務内容の成果を出す上で、コンサルタント会社からの提案等について、町の実情に合っているか、町の意向に沿ったものであるかどうか、適正な内容であるかなど、実情に合う内容となるまで打合せ協議を行い、最終的に業務の目的に合った成果をつくり上げていただいております。

最後に、5点目のコンサルタント会社に頼るだけでなく、町で取り組めるところは専門家、時には住民の意見を取り入れながら主体的に知恵を出し合い、取り組んではどうかについてですが、業務を遂行する上で町職員では補えない専門知識が求められる業務等が多々あるため、その業務の専門知識を有するコンサルタント会社へ委託しているわけですが、議員ご指摘のとおり、コンサルタント会社に頼るだけでなく、町職員で知恵を出し合って取り組めるものはもちろんコンサルタント会社に頼ることなく取り組みますし、住民から意見をいただいて反映できるものについては反映したりと、様々な意見や考えを尊重しながら、その業務に合った進め方を考え、業務を行ってまいりたいと思います。

◇議長（石内國雄君） 2番堀越真由子議員。

〔2番 堀越真由子君発言〕

◇2番（堀越真由子君） すみません。自席から質問させていただきます。

ただいま町長から住民の健康的な暮らしが一番だと深く自覚しているというお話を伺い、ほっとしているところです。なぜこの質問を私がしたかという、例えば夏場の子供の登下校について、またワクチン副反応のことを住民に知らせることについて、水道料金の低所得者への対応について、防災対策について、町からの返答を住民に伝えたところ、町は本当に私たちのことを考えてくれているのか、私たちの命についてどのように考えているのかという悲痛な叫びを聞いたからであります。今回夏場の子供たちの登下校についてとワクチン周知について、具体例を挙げて質問をさせていただきたいと思っております。

今年6月議会で夏の日陰のない炎天下、長距離を歩く児童の危険性について質問をさせていただきました。環境安全課からは、通学途中の安全確保についてスクールバスや公共交通を使ってというところは、今後アンケート調査を行い、保護者の意向を問う。子供たちの安全を考え、また費用対効果を検討するとおっしゃっていました。アンケートについては、もう取られていると思うのですが、どのような進捗状況になっておりますか。

◇議長（石内國雄君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 高柳 功君発言〕

◇環境安全課長（高柳 功君） お答えいたします。

こちらは、今現在小学校4年生から6年生の保護者の方に向けてアンケートをさせていただいたと

ころです。アンケートの内容の中で、特に公共交通というか、バス等を使った登下校させたいというようなお答えは特にそんなに多くはなかったというか、ざっと今アンケートの結果のほうも見ていますのでけれども、ごさいませんでした。こちらのアンケート自体は、今後高校生になるお子さんの親御さんが、今後の通学の足としてどのようなものが望ましいかという設問であったので、若干論点がずれているのかもしれないですけれども、その中で雨天時、どのような移動手段で登校させたいですかという質問につきましては、家族の送迎というのが7割近くありまして、皆さんそういった形でご自分で登下校をしている、させたいというようなご回答がありました。

また、晴天時にどのような移動手段で登校させたいですかという設問につきましては、たまりんを使いたいというご回答が20%くらいあったということで、特にそのようなスクールバスのようなものを走らせていただきたいとかということはありませんで、あとはアンケートの中で学生の通学支援としてということで、その中で高校に通うに当たってどのような支援を望まれますかという中にはスクールバスという回答が40%程度ありましたけれども、これは町内の移動ということではなくて、例えば駅に行くとか、学校の近くまで直接行けるような、そんなバスを考えていただけないかというような回答があったと認識をしております。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 2番堀越真由子議員。

〔2番 堀越真由子君発言〕

◇2番（堀越真由子君） 私も6年生の子供がいるので、その設問に答えたのですが、私の印象とすると、やはり高校に行くときの交通手段をどのように考えているかというような質問だったと思います。スクールバスを希望しているのは1年生から3年生、低学年のお母さんなのです。ちょっとここに子供たちの声をまとめたものがあるので、後でお渡ししたいと思います。

公共交通ではないのですが、お子さんたちのお母さんの声が多かったのが、子供を取り巻く環境が本当に大きく変わって、水温とか気温が高過ぎてプールにも入れない。帰宅時のアスファルトは60度近くまで上がって、児童の命に関わってくる。心配で迎えに行くしかない。うちに帰ってくるまで心配なので、迎えに行きます、そんな声もありました。あとはランドセル、水筒、図書の本、そんないろいろなものが重なって重さが5キロになったときは、3キロ歩いて帰ってきて、肩も腰も痛いと言って、子供の体が心配だというふうに言っていました。今整体に通うお子さんもいるというところで、子供の健康にちょっと問題が生じるのではないか。子供の命と健康というところで心配されている声です。

もう一つ、1、2年生は家を出る前にトイレに行っても、通学路でお漏らしをしてしまうという声がありました。保健室でパンツをもらって、後ほど新しいものを返さなければいけない。子供でも漏らしてしまうことは精神的にかなり傷つくと。暑い日に真っ赤な顔で道端で休む子供を度々見るけれども、不審者と思われたらと、声をかけるのに戸惑いがあります。高校生の娘が10キロ自転車で通

い、帰宅時には疲れ切って勉強する気力がない。そのような……

◇議長（石内國雄君） 堀越議員、もう少しゆっくりと、皆さんに聞こえるようにマイクを使っただけですか。何か聞き取りが非常に難しくなっているので、申し訳ございません。

〔2番 堀越真由子君発言〕

◇2番（堀越真由子君） すみません。先ほどちょっと聞きづらかったかと思うので、では1、2年生が長い距離を歩く間にお漏らしをしてしまうというようなことだったりとか、暑い日に真っ赤な顔で道端で休んでいる子供に声をかけると、不審者だと思われるので、声をかけたけれども、かけられないといった町民の声が聞かれています。これ、スクールバスというのは、やはり低学年にこそ必要なのではないかと思ったのですけれども、何で4年生から6年生までで、低学年のお母さんたちにはアンケートを取らなかったのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 高柳 功君発言〕

◇環境安全課長（高柳 功君） お答えいたします。

私ども環境安全課で今取り組んでいることにつきましては、公共交通の再編、その中で交通弱者の方の足をどのように確保するかというところが主題になっており、その中でのアンケート調査でありました。ということで、我々が今回行ったアンケートというのは、玉村町で15歳から24歳くらいまでの方が町外に転出してしまいう率がすごく高いという、その中で対象者の方がどんな思いで今いらっしゃるのか、公共交通に対してどのような要望を持っているのかということ聞いたアンケートになります。ですので、今回堀越議員の質問されている低学年の方の健康、また通学の問題、そこには特に踏み込んでアンケートのほうはしておりませんでした。

◇議長（石内國雄君） 2番堀越真由子議員。

〔2番 堀越真由子君発言〕

◇2番（堀越真由子君） 小学生1、2年生、3年生のほうは熱中症に対しても体に負担がかかるということもありますので、できれば幼稚園児、年長児も含めてアンケートを取るといった考えはないのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 高柳 功君発言〕

◇環境安全課長（高柳 功君） ご心配な向き、大変分かりますけれども、環境安全課といたしましては町民の足の確保、広く言えば小学生も町民ではあるのですけれども、特に我々が今取り組んでいる対象としては、自分で公共交通に乗れるという対象でもございませんし、スクールバスというのが公共交通には広い意味では当たらない中で、特定の方に対してどのように交通サービスを行うかというところでいきますと、なかなかすぐにスクールバスを走らせるということは、公共の部分としては少し離れてくるのかなというふうに考えております。

◇議長（石内國雄君） 2番堀越真由子議員。

〔2番 堀越真由子君発言〕

◇2番（堀越真由子君） 芝根地区と板井地区のお子さんは、やはり3キロ近く歩くということで、では夏場の対策についてどのように町は考えていますか。

◇議長（石内國雄君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 根岸真早子君発言〕

◇学校教育課長（根岸真早子君） 近年40度に迫る気温上昇ということもあります。今年度も校園長会議等で40度に迫る気温の場合、特に児童館を利用していない低学年児童については、雷などの荒天時と同じような対応ということで、一斉配信メールで保護者にお迎えをお願いしたり、それから夕方まで高学年児童が下校するまで留め一緒に下校する。一人で帰らず、できるだけ複数で帰れるような体制を取るというようなことで学校のほうには伝えております。その学校の状況に応じて対応はまちまちかと思えますけれども、そういった対応ということで連絡を取っております。

それから、熱中症の危険性がある場合について、あまりにも高温の場合は職員または町教委のほうでも巡回して、特に長距離のお子さんのいる区域については巡回を行いました。それから、議員からご提案いただいた下校時の西児童館の利用について、玉小の児童については今年度非常に利用数が多かったということで、おかげさまで子供たちの水分補給ですとか休憩ですとかに活用をさせていただいているところです。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 2番堀越真由子議員。

〔2番 堀越真由子君発言〕

◇2番（堀越真由子君） 公共交通というのは、1度決めてしまったらなかなか動かせないものなのかなと思います。路線バスを含めてですが、東京のお子さんだと1年生でも1人で電車に乗ったり、バスに乗ったりということがあります。もう一度アンケートだけでも取っていただいて、親の声、子供の声、当事者の声を町政に反映させるということも考えていただけたらというふうに考えております。町長、その辺はどうお考えでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 町長。

〔町長 石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君） 今、町内の公共交通の見直しということで、デマンド化、町内そんな形で対応しているわけですが、その中での対応ができるか、さもなければ少なくとも子供たちが40度に迫る気温の中、2キロ、3キロの道を帰っていくということは、肉体的に限界を超えるときもあるかと思えますので、身長も小さいわけだから。そういう意味でまた学校と協議しながら、本当に子供たちの安全ということを考えて上での対応が喫緊の課題になっていくかと思えます。

◇議長（石内國雄君） 2番堀越真由子議員。

[2番 堀越真由子君発言]

◇2番(堀越真由子君) 今は共働き家庭が増えて、1人で帰るお子さんが増えることも考えられるというか、お迎えに来てくれる子供はそのまま車で帰ってしまって、共働きの家庭でどうしても1人で帰らなくてはいけない低学年の子がいるかもしれないので、一人も取り残さない、何か事故があったからでは遅いので、いろいろな方法を考えていただきたいと思います。

先ほど町長の答弁から、最少の経費で最大の効果というような答弁がありました。玉村町には、子ども安全協力の家があります。今どうなっているのかな、機能しているのかなと思って、町内の小学校の校長先生、教頭先生とお話をさせていただきました。校長先生、教頭先生からのお話だと、古い看板もあって、今も機能しているか分からない。子供たちも機能しているか分からないから、なかなか行きづらいと。もともと子ども安全協力の家について知らない子供もいたし、先生でもそんな制度がありましたねというような返答も返ってきました。機能しているか分からないお宅には、1度確認をして、引き受けてくださるといってお宅には看板を新しいものに替えて、統一して分かりやすくするような考えはないでしょうか。

◇議長(石内國雄君) 堀越議員にお伝えします。

事前の通告では、自治法に基づいて適切であるかないかという質問でございます。具体的なことを事前に通告していただいて、質疑を続けていただきたいと思います。

2番堀越真由子議員。

[2番 堀越真由子君発言]

◇2番(堀越真由子君) 以前通告書を書いたときに、1枚のページに収めるようにと言われました。そして、今回はこの子供たちの夏場の安全に対しての町の対応を聞いています。

◇議長(石内國雄君) 今のことであれば、事前の通告にそのように書いていただければいいですが、自治法について適切であるかという大きな表題ですから、そちらに沿った質問にしていきたいと思います。

[2番 堀越真由子君発言]

◇2番(堀越真由子君) お言葉なのですけれども、今回は地方自治法でやはり住民の命と健康を守るということになっていると思うのですけれども……

◇議長(石内國雄君) 逸脱していると思います。質問を変えてください。

[2番 堀越真由子君発言]

◇2番(堀越真由子君) これ事前に……

◇議長(石内國雄君) 質問を変えてください。

[2番 堀越真由子君発言]

◇2番(堀越真由子君) 担当の方とお話ししていても駄目でしょうか。

◇議長(石内國雄君) それは、担当との話ですので、この議場での話ではありませんので、質問を

変えてください。

〔2番 堀越真由子君発言〕

◇2番（堀越真由子君） 分かりました。では、町民と子供を守るため、自治として町を皆さんでつくっていくというところで質問させていただきたいのですけれども、玉村町の考え方として、住民福祉の増進というのは、やはり住民同士が助け合うというところも入っているかと思うのですけれども、その辺については町長、どうなのでしょう。

◇議長（石内國雄君） 町長。

〔町長 石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君） 住民自治の原則というか、それは住民の住民による住民のための政治ですから、もう住民の全員幸福を目指して対応するということが基本だと思っています。

◇議長（石内國雄君） 2番堀越真由子議員。

〔2番 堀越真由子君発言〕

◇2番（堀越真由子君） 今町長から答弁があったように、子ども安全協力の家というのは町の人が協力して子供を見守ろうということになって、自治とも関係すると思うのですけれども、それは違いますか。

◇議長（石内國雄君） 堀越議員、議会ではこの議会の中で具体的な事前の通告をしていただいて、それに併せて担当のほうで回答するようになっております。全般的に自治ですという形での質問という形になると、その論点の細かいことではなくて、総体的な論点で質疑をお願いします。

2番堀越真由子議員。

〔2番 堀越真由子君発言〕

◇2番（堀越真由子君） そうなってくると、聞くことも限られてくると思うのですけれども、自治について、自治にだけで聞くともう話は終わってしまっていると思うのです。玉村町の考え方として、国のほうが言っているからとか……

◇議長（石内國雄君） 通告書ではそういう質問をされていると思うのですけれども、具体的なものではないと思います。

2番堀越真由子議員。

〔2番 堀越真由子君発言〕

◇2番（堀越真由子君） 町長からの返答を受けての質問なのですけれども、それもいけないのですか。

◇議長（石内國雄君） 議会のルールの中で、事前の通告でなるべく具体的に書いていただいて、それに関連する質問でやっていくという形になっております。

〔2番 堀越真由子君発言〕

◇2番（堀越真由子君） 分かりました。では、次に……

◇議長（石内國雄君） よろしいですか。

〔2番 堀越真由子君発言〕

◇2番（堀越真由子君） はい。用意をしているものも多分それに引っかかる……

◇議長（石内國雄君） よろしいですか。

〔2番 堀越真由子君発言〕

◇2番（堀越真由子君） はいと返事はしました。

◇議長（石内國雄君） 発言する前には手を挙げてください。

2番堀越真由子議員。

〔2番 堀越真由子君発言〕

◇2番（堀越真由子君） では、次の質問もちょっとそれに抵触してしまうかもしれないのですが、町民の健康を第一にと考えているのですけれども、ワクチンを打つことによって今新聞でもいろいろ健康被害のことが……

◇議長（石内國雄君） 通告外だと思います。

2番堀越真由子議員。

〔2番 堀越真由子君発言〕

◇2番（堀越真由子君） では、コンサルタントについて質問させていただきます。

玉村町のコンサルに関してなのですが、予算書、決算書、それから予算参考資料などをよく見ても、なかなかどれがコンサルなのかというのが分かりません。玉村町では、コンサルに関してどのように決算書、予算書、それから参考書などに表記されているのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 総務課長。

〔総務課長 齋藤善彦君発言〕

◇総務課長（齋藤善彦君） お答えいたします。

特にコンサルタントということで表記はしておりません。内容によりまして業務委託ですとか、その辺で表記しておりますので、予算書上、コンサルタントという表記のほうはしてございません。

◇議長（石内國雄君） 2番堀越真由子議員。

〔2番 堀越真由子君発言〕

◇2番（堀越真由子君） 議員の仕事の一つに予算、決算の審査があると思います。コンサルタントに依頼しているというような返答をよく聞くのですけれども、このままでは検査のチェックのしようがないと思うのですけれども、予算書、決算書等にコンサルに依頼、その成果はこのようであったというものを載せるというような考えはないのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 総務課長。

〔総務課長 齋藤善彦君発言〕

◇総務課長（齋藤善彦君） 決算なり予算のときもそうですけれども、事業の内容の、決算であれば

事業成果説明書等を配付させていただいておりますので、その中身、内容を見ていただいて判断していただければと思います。

◇議長（石内國雄君） 2番堀越真由子議員。

〔2番 堀越真由子君発言〕

◇2番（堀越真由子君） まちづくりの中で町民参画というものを玉村町はうたっていると思うのですが、このコンサルに依頼する町の大きな、例えば浅見議員が質問した公園だったりとか、あとは水道事業であったりとか、そういうものについて町民から意見を聞く、当事者の意見を聞くというような考えが玉村町にはあるのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 副町長。

〔副町長 萩原保宏君発言〕

◇副町長（萩原保宏君） 町では、様々な業務についてコンサルに出しておりますけれども、例えば最近で言えば空き家対策協議会、こちらはコンサルタントが対策計画を策定する業務を行っておりますけれども、その協議会を設置いたしまして、各分野の学識経験者であるとか、そういった方のほかに町民の代表である区長さんとか、そういった方が入っております。

また、地域公共交通会議、現在たまりんの見直し等を行っておりますけれども、こちらもコンサルタントの一部を委託しておりますして、審議するに当たって地域公共交通会議、バス会社、タクシー会社とか陸運局の方、そのほかに町民を代表する区長さんが入っているということでございますので、コンサルタントに発注するだけではなくて、地域の方、または専門家の方のご意見も取り入れているという状況でございます。

◇議長（石内國雄君） 2番堀越真由子議員。

〔2番 堀越真由子君発言〕

◇2番（堀越真由子君） 以前、東京かどこかで、スタジアムを同時期に2つ造ったというような話がありました。ユニバーサルデザインのもを造るということで、一つは車椅子の方が見たときに見晴らしのいいスタジアムだったと、もう一つはガラス張りではあったけれども、座った目線に手すりがあって、スタジアムが見えなかったといったような話がありました。同じだけの費用をかけて、同じような規模のスタジアムを造ったときに、何でこんなに差ができてしまったのかというと、当事者が入っていたか入っていないか。車椅子の方が企画に携わったかどうかというところで、このような差ができたと聞いています。

できるだけ当事者に関わっていただくということが、後々町の財産を守る、設計変更しなくて済む。例えば水防センター、何であんな水没するところにできているのだろうかとか、あとは新しくできた上陽のほうの詰所ですか、そういうところもポンプ車が沈んでしまうのではないかと。何でそんなところにあるのだと聞かれて、答えられないことがあります。桐生市などでは、大きな事業になると議員も呼んで、委員会などでコンサルを呼んで話をするというようなことがあると聞きました。玉村町でも

そのようなことを取り入れるような考えはありますか。

◇議長（石内國雄君） 副町長。

〔副町長 萩原保宏君発言〕

◇副町長（萩原保宏君） これは以前の話になりますけれども、各種審議会とか協議会、町には幾つもありますけれども、この中にほとんど議員さんが入っていたこともありましたが。ただし、議員さんが入るのは適切ではないということで、現在は多くの自治体で特定の審議会、協議会のみ議員さんが入っているということでございます。例えば都市計画審議会ですとか監査委員はそうですけれども、現在は多くの議員さんが入っていないのが通例だというふうに思っております。

◇議長（石内國雄君） 2番堀越真由子議員。

〔2番 堀越真由子君発言〕

◇2番（堀越真由子君） では、その協議会の中に入れなかったとしても、大体の計画がこういうものだと、そういうときにはお知らせをいただけるという考えでいいのでしょうか。計画がまるっきり出来上がってしまってから、こうなりましたということはないですか。

◇議長（石内國雄君） 副町長。

〔副町長 萩原保宏君発言〕

◇副町長（萩原保宏君） 様々な計画を立てるときに、計画のスケジュール、これはあらかじめ議員さんにお示ししておりますし、その前にも予算の段階でこういう計画をつくりますよというのをお示ししております。最終的な段階になりますと、パブリックコメントを行って一般住民にご意見を伺ったり、議員さんにもその段階でご意見を伺っています。説明してご意見を伺った上で最終的に決定させていただいているという状況でございます。

◇議長（石内國雄君） 2番堀越真由子議員。

〔2番 堀越真由子君発言〕

◇2番（堀越真由子君） すみません。私も議員になったばかりで、ちょっといろいろなことが分からなくて、いろいろ聞いてしまって恐縮なのですが、前回ちょっと水道料のことでお聞きしたときだったりとか、CO₂の排出量のときに伺ったときに、コンサルタントに任せているのでというようなお返事をいただいたことがあるのです。玉村町としてコンサルタントから出てきたものを確認しているということをお聞きしているのですけれども、それは結構いろんなものでされているのですか。

◇議長（石内國雄君） 総務課長。

〔総務課長 齋藤善彦君発言〕

◇総務課長（齋藤善彦君） 町の業務の中でいろんな計画があると思いますし、またその計画策定に当たりましてコンサルタント会社に委託するというのもかなりあります。ただし、本当にコンサルタント会社に丸投げというようなことではありませんので、必ずまず職員とコンサルタント会社とが十

分協議をしますし、またその内容を各計画におきましては審議会とか委員会ですとかが組織されておりますので、その中でも十分、またその中にもある程度住民代表の方というの、町の職員以外の方がそちらの委員として入っております、再度その中でも協議をいたしておりますので、その辺は必ず十分いろんな方の意見を聞いて、最終的に計画策定のほうを行っているというふうに考えております。

◇議長（石内國雄君） 2番堀越真由子議員。

〔2番 堀越真由子君発言〕

◇2番（堀越真由子君） ありがとうございます。というのも、町の方がその設計だったりに関わってくださったものの出来というのが町の実情に本当に合っていて、すばらしいなと思ったからで、この質問をさせていただきました。

ちょっと最後になるのですが、デマンド交通のことについて板井に説明に来てくださった担当の方への感謝の気持ちというか、座談会の後日談、町民の声を担当の方や町の方に聞いていただきたいと思って、この発言をさせていただきます。そこに参加していた高齢者たちが、子供の保護者が来てくれたということで、子供たちも大変な思いをしているということが分かった。夏の暑いとき、冬の暗いとき、子供が安全に通学できるよう、私たちも応援したい。若い世代の人が参加してくれて、声を上げてくれたからいろいろなことに気がついた。企画してくれた町、参加してくれた若い人たちにありがとうと伝えてほしいというような意見を聞きました。子育て世代の思いを高齢者の皆さんに伝える橋渡しをしてもらえたことを実感しました。

子育て世代の返答としては、ふだん働いているとなおさら高齢者となかなかつながれず、何となくお互いの思いは擦れ違っています。高齢者の皆さんの気持ちを私たちは理解したいと思いました。こういうふうに黙っていれば伝わらない、そういうお互いの顔を見合わせて、いろいろ話をすることの意義深さを実感しましたというような声がありました。企画してくれた方のおかげで、本当にお互いへの思いやりだったりとか、人と人との優しさの循環、つながりが生まれたと思っています。座談会を開いてくださって、また町民の声を拾ってくださってありがとうございます。町民を代表してお礼を言わせていただきます。

これで今日の質問は終わります。

◇議長（石内國雄君） 以上で本日の一般質問を終了いたします。



○散 会

◇議長（石内國雄君） 議事の都合により、明日12月2日土曜日と12月3日日曜日は本会議は休会となります。

なお、12月4日月曜日は午前9時から本会議が開催されますので、議場にご参集ください。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて散会といたします。

ご苦労さまでした。

午後3時58分散会